

別冊資料集 消費生活条例

2. 東北

青森県	1
岩手県	20
宮城県	31
秋田県	56
山形県	76
福島県	96

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

青森県消費生活条例

自治体

青森県

見出し

第4編：環境生活
第1章：県民生活
第2節：消費生活

例規番号

平成10年3月25日 条例第2号

制定日

平成10年3月25日

統一条例コード

020001-86120366

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月30日

収集日

令和3年7月20日

○青森県消費生活条例

平成十年三月二十五日

青森県条例第二号

青森県消費生活条例をここに公布する。

青森県消費生活条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 危害の防止、規格等の適正化、不当な取引行為等(第九条—第二十一条)

- 第三章 消費者の被害の救済(第二十二条—第二十四条)
- 第四章 消費生活に関する情報提供、教育・学習等(第二十五条—第二十八条)
- 第五章 消費生活センター(第二十九条—第三十二条)
- 第六章 雜則(第三十三条—第三十六条)
- 附則

かつて、この地には、日々の生活に必要なものを、自分たちの手で獲得していた豊饒じような縄文の時代がありました。

現代の社会では、私たち県民は、毎日の生活を送るうえで必要不可欠な衣食住を始め様々なサービスに至るまで、事業者からの供給に依存して生活しています。すべての県民は消費者です。

二十世紀後半の高度経済成長は、我が県にも大量生産・大量販売そして大量消費の高度消費社会をもたらし、私たちは、消費生活において物質的な「豊かさ」や「便利さ」・「快適さ」を享受してきました。しかし、その一方では、県民の安全や利益を損なう様々な問題も発生してきています。また、私たち一人一人の行動が地球環境に大きな影響を与えており、私たち自身の生活様式が問われるようになってきました。

青森県においても、国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って県民の消費生活を巡る問題も複雑化、多様化そして広範化してきています。

そのような中にあって、次の世代に思いをはせるとき、私たちは、県民の一人一人が健康で、安全かつ快適な生活を送ることができるような社会の実現を目指していかなければなりません。

そのためには、すべての県民がこの地で安心して生活できるよう社会環境の整備を図るとともに、私たち自身も主体的に行動していくことが望まれます。

このような認識の下に、消費者の権利を確立して県民の消費生活の安定と向上を図り、より豊かで潤いのある住みよい青森県を創造するため、この条例を制定します。第一章総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の消費生活に関する県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県民の消費生活に関する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平一一条例五九・一部改正)

(基本理念)

第二条 この条例の目的を達成するに当たっては、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。一 消費生活において、商品又は役務により、生命、身体及び財産が侵されない権利二 消費生活において、商品又は役務について、適切に選択するため、適正な表示を行わせる権利

三 消費生活において、商品又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利

四 消費生活において、商品若しくは役務又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利

五 消費生活において、商品若しくは役務又はこれらの取引行為について必要な情報を速やかに提供される権利

六 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費生活に関する教育を受け、及び学習の機会を提供される権利

七 消費生活において、意見が適切に反映される権利

(平一一条例五九・一部改正)

(県の責務)

第三条 県は、消費生活に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第四条 削除

(平一一条例五九)

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たって、県が実施する消費生活に関する施策に協力するよう努め、並びにその供給する商品及び役務について、危害の防止、品質その他の内容の向上、適正な表示の実施、公正な取引の確保、正確な情報の提供等必要な措置を講ずるとともに、価格の安定及び流通の円滑化に努めなければならない。

2 事業者は、その供給する商品及び役務並びにこれらの取引行為について、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理し、及び消費者の意見を反映させるよう努めるとともに、これらに必要な体制の整備に努めなければならない。

(平一一条例五九・一部改正)

(消費者の役割)

第六条 消費者は、県が実施する消費生活に関する施策に協力するよう努めるとともに、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得し、及び主体的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(平一一条例五九・一部改正)

(環境への配慮)

第七条 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たって、消費生活が環境に及ぼす影響について配慮するものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たって、その供給する商品及び役務が消費生活により環境に及ぼす影響について配慮するよう努めなければならない。

3 消費者は、その消費生活が環境に及ぼす影響に配慮して消費生活を営むよう努めなければならない。

(平一一条例五九・一部改正)

(基本計画)

第八条 知事は、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 消費生活に関する施策の大綱に関する事項

二 消費生活に関する施策の実施についての総合調整に関する事項

三 消費生活に関する苦情及び相談を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に関する事項

四 その他消費生活に関する施策の推進に関する重要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県消費生活審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平一一条例五九・一部改正)

第二章 危害の防止、規格等の適正化、不当な取引行為等

(危害に関する調査)

第九条 知事は、商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに、当該商品又は役務について必要な調査を行わなければならない。

2 知事は、前項の調査のため必要があると認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該商品又は役務についてその安全性を明らかにするよう求めることができる。

(危害の防止の措置)

第十条 知事は、商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害を防止するため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、書面により、当該商品又は役務の供給の中止、当該商品の回収その他消費者の生命、身体又は財産に対する危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、消費者の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、前条の規定による調査の概要又は前項の規定による勧告の内容を公表することができる。

(重大危害に関する公表)

第十一条 知事は、商品又は役務が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害を防止するため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 当該商品又は役務の名称

二 当該商品又は役務を供給する事業者の氏名又は名称及び住所

三 当該危害の内容

四 その他当該危害を防止するために必要な事項

(規格の適正化)

第十二条 知事は、商品又は役務について品質その他の内容の向上及び消費生活の合理化を図るため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者に対し、その供給する商品又は役務について適正な規格を整備するために必要な助言及び指導を行うことができる。

(表示の適正化)

第十三条 知事は、商品の使用又は役務の利用により消費者の生命、身体又は財産に対する危害が発生するおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者に対し、その供給する商品又は役務について当該危害の発生を防止するための使用又は利用の方法等に関して適正な表示をするために必要な助言及び指導を行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、知事は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者に対し、その供給する商品又は役務について品質、機能、価格、量目その他の事項の適正な表示をするために必要な助言及び指導を行うことができる。

(容器及び包装の適正化)

第十四条 知事は、消費者が商品の購入に際しその内容、量目等を誤認することがないようにするため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者に対し、その供給する商品の容器及び包装を適正化するために必要な助言及び指導を行うことができる。

(商品等の規格・基準の設定)

第十五条 知事は、商品又は役務について品質その他の内容の向上、消費者の合理的な選択の確保その他消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、商品又は役務について、事業者が遵守すべき規格並びに表示、容器及び包装の基準(以下「商品等の規格・基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、商品等の規格・基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による商品等の規格・基準の設定は、告示で行わなければならない。

4 前二項の規定は、商品等の規格・基準の変更及び廃止について準用する。

(商品等の規格・基準の遵守に関する措置)

第十六条 知事は、商品又は役務が前条第一項の規定により定められた商品等の規格・基準に適合していないと認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、書面により、当該商品等の規格・基準を遵守するよう勧告することができる。

(不当な取引行為の指定)

第十七条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引に関する行為で次の各号のいずれかに該当するものを不当な取引行為として指定することができる。

- 一 消費者に対し虚偽の事実を告げ、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
 - 二 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為
 - 三 契約(契約の成立について当事者間に争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当に強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
 - 四 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは契約の取消し(以下「申込みの撤回等」という。)を妨げ、又は申込みの撤回等により生じる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- 2 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の不当な取引行為の指定、変更及び廃止について準用する。

(不当な取引行為の改善措置)

第十八条 知事は、事業者が前条第一項の規定による指定をされた不当な取引行為を行っていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、書面により、当該不当な取引行為の中止その他の改善措置を講ずるよう勧告することができる。

(生活必要商品等の価格動向の調査等)

第十九条 知事は、消費者の日常生活に必要な商品又は役務(次項において「生活必要商品等」という。)について、必要に応じて、その価格の動向、需給の状況、流通の実態等を調査するものとする。

2 知事は、生活必要商品等の価格の安定を図り、又は消費者の生活必要商品等の合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定による調査の概要を公表するものとする。

(生活必要商品の供給要請)

第二十条 知事は、消費者の日常生活に必要な商品(以下「生活必要商品」という。)の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活必要商品に係る事業者に対し、その供給について協力を求めることができる。

(生活必要商品の供給に係る措置)

第二十一条 知事は、生活必要商品が著しく不足し、若しくはその価格が著しく上昇し、又はこれらのおそれがあると認める場合において、事業者が不当な買占め若しくは売惜しみにより当該生活必要商品を多量に保有し、又は当該生活必要商品を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、書面により、これらの行為を是正するよう勧告することができる。第三章 消費者の被害の救済

(苦情等の処理)

第二十二条 知事は、消費者から事業者の供給する商品若しくは役務若しくはこれらの取引行為に関する苦情の申出又は消費生活に関する相談があったときは、速やかに、その内容を調査し、これらを解決するために必要な措置を講ずるものとする。

(審議会のあっせん及び調停)

第二十三条 知事は、前条に規定する消費者からの苦情を解決するため必要があると認めるときは、当該苦情を審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(訴訟の援助)

第二十四条 知事は、消費者が事業者を相手として訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合において、当該訴訟が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該消費者に対し、当該訴訟を提起し、及び維持し、又は当該訴訟に応じるために必要な資金の貸付けその他の援助を行うことができる。

一 前条第一項の規定によりあっせん又は調停のため審議会に付された苦情に係る訴訟であること。

二 審議会において、その援助をすることが適当であると認めた訴訟であること。

2 知事は、前項の規定による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付けに係る返還債務の全部又は一部を免除することができる。

一 当該訴訟の結果、当該訴訟に係る費用を償うことができないとき。

二 死亡したとき。

三 災害、病気その他の理由により返還が困難となったとき。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付けに關し必要な事項は、規則で定める。

第四章 消費生活に関する情報提供、教育・学習等

(情報の収集及び提供)

第二十五条 知事は、商品又は役務について品質、機能、価格及び量目並びにこれらの表示の状況、取引方法その他必要と認める事項について試験、検査、調査等を行い、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報を提供するものとする。

(教育機会の活用及び学習の支援)

第二十六条 県は、消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を習得し、消費生活において主体的に行動し、並びに消費生活が環境に及ぼす影響についての理解を深めることができるようにするため、消費生活に関する教育用の資料の提供その他教育の機会を活用するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、消費生活に関する学習の機会の提供その他消費生活に関する消費者の自主的な学習の支援のために必要な措置を講ずるものとする。

(消費者の組織活動の促進)

第二十七条 県は、消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な消費者の組織活動が促進されるようにするため必要な情報の提供その他の援助の措置を講ずるよう努めるものとする。

(知事への申出)

第二十八条 消費者は、この条例に規定する措置が採られていないことにより、第二条各号に掲げる消費者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置を採るべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出に理由があると認めるときは、この条例に基づく措置その他必要と認める措置を採るものとする。

第五章 消費生活センター

(平二八条例二四・追加)

(苦情の処理等の事務)

第二十九条 消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。)は、同法第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う。

一 第二十二条の規定による消費者からの苦情の申出又は消費生活に関する相談に応じること。

二 第二十二条の規定による消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。三 第二十五条の規定による試験、検査、調査等を行うこと。

四 第二十五条の規定による消費生活に関する情報の収集並びに消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報の提供を行うこと。

五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(平二八条例二四・追加)

(名称、所在地等の公示)

第三十条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 消費生活センターの名称及び所在地

二 消費生活相談(消費者安全法第十条の三第二項に規定する消費生活相談をいう。以下同じ。)等の事務を行う日及び時間

三 消費生活相談等の事務の委託(消費者安全法第八条の二第一項の規定による委託を含む。以下同じ。)をしたときは、当該委託を受けた者の氏名又は名称及び住所

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項の変更について準用する。

(平二八条例二四・追加)

(消費生活相談員等)

第三十一条 消費生活センターに消費生活相談員(消費者安全法第十条の三第一項の消費生活相談員をいう。以下同じ。)を置き、消費生活相談の事務に従事させるものとする。

2 消費生活センターに、消費生活相談員のほか、消費生活センターの事務を掌理する職員その他消費生活センターの事務を行うために必要な職員その他の人員を置くものとする。

3 知事は、消費者安全法第十一條の規定に基づき、消費生活センターにおいて消費生活相談その他の同法第八条第一項各号に掲げる事務及び第二十九条各号に掲げる事務に従事する職員その他の者に対し、その資質の向上のための研修等の機会を確保するものとし、並びに消費生活相談員その他の人材の確保等に必要な措置を講ずるものとする。

4 前三項の規定による措置等については、事務の委託により行うことができる。

(平二八条例二四・追加)

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第三十二条 知事は、消費生活センターにおいて消費生活相談その他の消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務及び第二十九条各号に掲げる事務を行うことにより得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(平二八条例二四・追加)

第六章 雜則

(平二八条例二四・旧第五章繰下)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第三十三条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

2 知事は、国又は他の地方公共団体から消費生活の安定及び向上を図ることを目的に協力を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(平二八条例二四・旧第二十九条繰下)

(立入調査等)

第三十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平二八条例二四・旧第三十条繰下)

(公表)

第三十五条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

一 正当な理由がなく第九条第二項の規定による要求に応じないとき。

- 二 正当な理由がなく第十条第一項、第十六条、第十八条又は第二十一条の規定による勧告に従わなかったとき。
- 三 正当な理由がなく前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は調査若しくは質問についての協力の要請に応じないとき。
- 四 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は質問についての協力の要請に対して、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の答弁をし、又は関係者に虚偽の答弁をさせたとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えるなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- (平二八条例二四・旧第三十一条繰下)
(施行事項)

第三十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二八条例二四・旧第三十二条繰下)

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第二四号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

注意

本データは令和3年7月21日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

青森市消費生活条例

自治体

青森県 青森市

見出し

第12類：社会

第3章：市民生活

例規番号

平成19年3月26日 条例第2号

制定日

平成19年3月26日

統一条例コード

022012-39435846

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月21日

○青森市消費生活条例

平成十九年三月二十六日

条例第二号

青森市民の台所を守る条例(平成十七年青森市条例第百六十三号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 消費者利益の擁護と適正な事業活動の確保(第八条—第二十条)

第三章 消費者被害の救済(第二十一条・第二十二条)

第四章 消費者の自立支援と参加(第二十三条—第二十六条)

第五章 消費生活センター(第二十七条—第三十三条)

第六章 青森市消費生活審査会(第三十四条—第三十七条)

第七章 雜則(第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、市民の消費生活に関する市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、消費者の権利の尊重及び自立の支援並びにその他消費生活に関する施策について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第二条 前条の目的を達成するため、消費者の利益の擁護及び増進に関するあらゆる施策(以下「消費生活に関する施策」という。)の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項を消費者の権利として尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 一 消費者の安全が確保されること。
 - 二 商品及びサービス(消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので物以外のものをいう。以下同じ。)について自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - 三 消費者に対し、必要な情報が提供されること。
 - 四 消費者に対し、消費生活に関する教育の機会が提供されること。
 - 五 消費者の意見が消費生活に関する施策に反映されること。
 - 六 消費者に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費生活に関する施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費生活に関する施策の推進は、消費生活によって生ずる環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第三条 市は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費生活に関する施策を計画的に実施するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及びサービス(以下「商品等」という。)について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 市が実施する消費生活に関する施策に協力すること。

(消費者の役割)

第五条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。
2 消費者は、市が実施する消費生活に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境への配慮)

第六条 市、事業者及び消費者は、消費生活における環境への影響に各々の立場から配慮しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との相互協力等)

第七条 市は、消費生活に関する施策の実施に当たり、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に対し、情報の提供、調査の実施その他の協力を求め、又は適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市は、国又は他の地方公共団体が実施する消費生活に関する施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

第二章 消費者利益の擁護と適正な事業活動の確保

(計量の適正化)

第八条 事業者は、商品等の供給に当たっては、消費者が不利益を被ることがないよう、適正な計量の実施に努めなければならない。
2 市長は、消費者と事業者との間の取引における商品等の供給について、適正な計量の実施を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(表示の適正化)

第九条 事業者は、消費者が商品の購入又はサービスの利用に際し、その選択又は使用若しくは利用の方法等を誤ることがないよう、商品等に係る品質、用途、内容その他の必要な事項を適切に表示するよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第十条 事業者は、商品の内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等過大な包装をし、又は容器を用いてはならない。

(広告の適正化)

第十一條 事業者は、商品等に関する宣伝広告について、虚偽又は誇大な表現を用いる等消費者が選択を誤るおそれのある広告宣伝をしてはならない。

(生活必需商品等の確保)

第十二條 市長は、消費者の日常生活に必要な商品等(以下「生活必需商品等」という。)の安定した供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活必需商品等に係る事業者又は国若しくは他の地方公共団体に対し、その供給確保のための協力を求めるものとする。

(不当な取引行為の禁止)

第十三條 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で市長が指定するもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

一 消費者に対し虚偽の事実を告げ、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

三 契約(契約の成立について当事者間に争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を不当に強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

四 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは契約の取消し(以下「申込みの撤回等」という。)を妨げ、又は申込みの撤回等により生じる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

五 前各号に掲げるもののほか、他の事業者から商品の購入又はサービスの提供を受けることを条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明らかであるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は不当な手段で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行させる行為

2 第一項の規定による不当な取引行為の指定(指定の変更及び廃止を含む。)は、告示で行わなければならない。

(実態調査)

第十四條 市長は、事業者が不当な取引行為を行っているおそれがあると認めるとき及びこの条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、直ちにその実態を調査するものとする。

(立入調査等)

第十五条 市長は、前条の調査のため必要と認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該事業者又はその関係人(以下「事業者等」という。)に対し、関係資料の提出、報告若しくは説明を求め、又は職員をして当該事業者等の事務所、営業所

その他その事業を行う場所に立ち入らせて帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、又は事業者等に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第十六条 市長は、前二条の規定による調査を行った結果、事業者等が不当な取引行為を行っていると認めるとき、又は正当な理由なく前条第一項の規定による関係資料等の提出等若しくは立入調査(以下「立入調査等」という。)に応じないときは、当該事業者等に対し、不当な取引行為を是正し、若しくは必要な措置を講じ、又は立入調査等に応じるよう指導することができる。

(勧告)

第十七条 市長は、前条の規定により指導を受けた事業者等がその指導に従わないとき(事業者等の所在が不明であるときを含む。)は、当該事業者等に対し、期限を定めて、不当な取引行為を是正し、若しくは必要な措置を講じ、又は立入調査等に応じるよう書面により勧告することができる。

2 市長は、事業者等の所在が不明である場合においては、当該事業者等の氏名又は名称及び代表者の氏名、勧告の内容並びに前項の規定による勧告の内容を記載した書面をいつでも当該事業者等へ交付する旨を青森市公告式条例(平成十七年青森市条例第四号)第二条第二項の掲示場(以下「掲示場」という。)に掲示することにより、前項の規定による勧告に代えることができる。この場合において、掲示を始めた日から二週間を経過した日をもって当該書面が当該事業者等に到達したものとみなす。

3 市長は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ青森市消費生活審査会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第十八条 市長は、事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- 一 正当な理由なく前条第一項の規定による勧告に従わないとき。
 - 二 前条第二項の規定により、勧告に代えて掲示場への書面の掲示を行ったとき。
 - 三 指導又は勧告に至る手続において虚偽の説明又は報告をしたとき。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者等に対してその旨を書面により通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者等が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。
- 3 前条第二項の規定は、前項の規定による書面による通知を行う場合について準用する。この場合において、前条第二項中「勧告の内容並びに前項」とあるのは「意見の聴取を行う期日及び場所並びに第十八条第二項」と、「勧告の内容を」とあるのは「通知の内容を」と、「前項の規定による勧告に代える」とあるのは「第十八条第二項の規定による通知に代える」とする。

(緊急の場合等の公表手続の特例)

- 第十九条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、当該事業者等に対する指導、勧告及び意見聴取の手続を経ずに当該各号に定める事項を公表することができる。
- 一 不当な取引行為により消費者の生命、身体又は財産に対して重大な危害を与えるおそれがあり、当該危害の発生を抑止するため必要があると認める場合 当該事業者等の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名(以下「事業者等の氏名等」という。)並びに当該不当な取引行為の内容
 - 二 不当な取引行為による消費者被害の防止又は抑止のために必要があると認める場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該事業者等を特定する内容を制限した上での当該不当な取引行為の内容
 - 三 第十四条の規定による調査を行った結果、事業者等が不当な取引行為を行っていると認められ、かつ、当該事業者等の氏名等が虚偽又は架空のものである場合 当該事業者等が使用している虚偽又は架空の事業者等の氏名等及び当該不当な取引行為の内容

(審査会への報告等)

第二十条 市長は、前条の規定による公表を行った場合は、事後速やかにその旨を青森市消費生活審査会に報告しなければならない。

2 第十八条第一項及び前条の規定による処分については、青森市行政手続条例(平成十七年青森市条例第二十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第三章 消費者被害の救済

(苦情の処理のあっせん等)

第二十一条 市長は、消費者から事業者の供給する商品等又はこれらの取引行為に関する苦情の申出があったときは、当該苦情を適切かつ迅速に処理するため必要なあっせん、助言その他の措置を講ずるものとする。

(消費生活相談員)

第二十二条 市長は、消費者からの苦情を専門的知見に基づき適切かつ迅速に処理するため、消費生活相談員を配置するものとする。

第四章 消費者の自立支援と参加

(情報の収集及び提供)

第二十三条 市は、商品、サービスその他消費生活に関する情報を収集するとともに、消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報を提供するものとする。

(消費者教育の推進)

第二十四条 市は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する教育の推進に努めるものとする。

(消費者団体の活動の推進)

第二十五条 市は、消費者団体の自主的な活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

(市長への申出)

第二十六条 市民は、この条例に定める市の措置が講じられることにより、広く市民の消費生活に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市長に対し、その旨を申し出て、必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは必要な調査を行い、当該申出に相当の理由があると認めるときは、この条例に基づく措置その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 消費生活センター

(平成二八条例一七・追加)

(事務)

第二十七条 消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。以下同じ。)は、法第八条第二項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う。

一 第二十二条の規定による消費者からの苦情があったときの必要なあっせん、助言その他の措置を講ずること。

二 第二十三条の規定による消費生活に関する情報の収集並びに消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報の提供すること。

三 第二十四条の規定による消費生活に関する教育の推進に努めること。

四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(平成二八条例一七・追加)

(名称及び所在等の公示)

第二十八条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

一 消費生活センターの名称及び所在

二 法第十条の三第二項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(平成二八条例一七・追加)

(人員等の配置)

第二十九条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する者及び消費生活センターの事務を行うために必要な者を置くものとする。

(平成二八条例一七・追加)

(消費生活相談員の配置)

第三十条 消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二十六年法律第七十一号)附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)及びそれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

(平成二八条例一七・追加)

(研修及び消費生活相談員の人材の確保等)

第三十一条 市長は、消費生活センターにおいて法第八条第二項各号及び第二十七条各号に掲げる事務に従事する者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとし、並びに消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、適切な人材の確保等に必要な措置を講ずるものとする。

(平成二八条例一七・追加)

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第三十二条 市長は、法第八条第二項各号及び第二十七条各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(平成二八条例一七・追加)

(委託)

第三十三条 第二十九条から第三十一条までの規定による措置等については、事務の委託により行うことができる。

(平成二八条例一七・追加)

第六章 青森市消費生活審査会

(平成二八条例一七・旧第五章繰下)

(設置)

第三十四条 この条例の規定によりその権限に属する事項を審議するため、青森市消費生活審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(平成二八条例一七・旧第二十七条繰下)

(組織)

第三十五条 審査会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員十人以内で組織する。

一 学識経験者

二 消費者代表者

三 事業者代表者

四 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとする。

5 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成二八条例一七・旧第二十八条繰下・一部改正)

(会議)

第三十六条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(平成二八条例一七・旧第二十九条繰下・一部改正)

(会長への委任)

第三十七条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平成二八条例一七・旧第三十条繰下)

第七章 雜則

(平成二八条例一七・旧第六章繰下)

(委任)

第三十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成二八条例一七・旧第三十一条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青森市特別職の職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

3 青森市費用弁償条例(平成十七年青森市条例第五十号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成二八年三月条例第一七号)

(施行期日)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

岩手県消費生活条例

自治体

岩手県

見出し

第5編：行政各部(1)

第2章：環境生活

第1節：県民生活

例規番号

平成17年3月28日 条例第34号

制定日

平成17年3月28日

統一条例コード

030007-34400161

分類

条例

例規集更新日

令和3年6月1日

収集日

令和3年7月18日

○岩手県消費生活条例

平成17年3月28日条例第34号

岩手県消費生活条例をここに公布する。

岩手県消費生活条例

岩手県消費者保護条例（昭和50年岩手県条例第25号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 安全の確保に関する施策（第11条—第15条）

第3章 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に関する施策（第16条—第19条）

第4章 生活関連物資に関する施策（第20条—第23条）

第5章 消費者に対する情報及び教育の機会の提供等（第24条—第27条）

第6章 知事に対する消費者の申出（第28条）

第7章 消費者被害の救済（第29条—第31条）

第8章 環境への配慮（第32条）

第9章 岩手県消費生活審議会（第33条—第40条）

第10章 雜則（第41条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに消費者等の役割を明らかにするとともに、その施策について必要な事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
 - (2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (3) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
 - (4) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
 - (5) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等について事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村に対する支援)

第4条 県は、市町村が実施する消費者施策について、必要に応じ、情報の提供、調査の実施、技術的支援その他の支援を行うものとする。

(国又は他の地方公共団体との相互協力)

第5条 県は、消費者施策を実施するに当たり、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に対して、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

2 県は、国又は他の地方公共団体が実施する消費者施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(国への要請)

第6条 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し、意見を述べ、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 県が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務の品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第8条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第9条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第10条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消

費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第2章 安全の確保に関する施策

(安全性に関する調査)

第11条 知事は、商品又は役務（商品の原材料又は事業者が役務を提供するために使用する物を含む。以下この章において同じ。）の安全性について必要な調査を行うものとする。

(危害に関する調査等)

第12条 知事は、商品又は役務が消費者の健康を損ない、又は身体に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を実施し、なお同項の疑いを解消することができない場合において必要があると認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、当該商品又は役務が安全であることの立証（以下「立証」という。）を求めることができる。

3 知事は、事業者が立証を行わない場合において正当な理由がないと認めるとき、又は事業者が行った立証によっては当該商品若しくは役務が安全であることを確認することができないと認めるときは、当該事業者に対し、再度立証を求めることができる。

(調査等に関する情報提供)

第13条 知事は、消費者の健康及び身体の安全を確保するため必要があると認めるときは、前2条の規定による調査等の経過及び結果を明らかにするものとする。

(安全性を欠く商品又は役務の排除)

第14条 知事は、商品又は役務がその通常有すべき安全性を欠いていることにより、消費者の健康を損ない、若しくは損なうこととなり、又は身体に危害を発生させ、若しくは発生させることとなると認めるときは、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に基づく措置を講ずる場合を除き、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、その製造若しくは販売又は提供を中止すること、製造又は提供の方法を改善することその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(緊急危害防止措置)

第15条 知事は、商品又は役務がその通常有すべき安全性を欠いていることにより、消費者の生命又は身体について重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがある場合において、当該危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づく措置を講ずる場合を除き、直ちに当該商品又は役務の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表があったときは、当該商品又は役務を供給する事業者は、直ちにその製造若しくは販売又は提供を中止することその他必要な措置を講じなければならない。

第3章 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に関する施策

(基準の設定等)

- 第16条** 知事は、商品又は役務の品質等の向上、消費者の自主的かつ合理的な選択等に資するため特に必要があると認めるときは、法令等に特別の定めがある場合を除き、事業者が供給する商品又は役務の規格及び表示等の基準（以下「基準」という。）を定めることができる。
- 2 知事は、基準を定める場合は、その内容その他必要な事項を告示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 3 事業者は、第1項の規定に基づく基準が定められた場合は、当該基準に適合した商品又は役務を供給するよう努めなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定に基づく基準を定めた場合において、当該基準に適合しない商品又は役務を供給している事業者があるときは、当該事業者に対して、当該基準に適合した商品又は役務を供給するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
(不当な取引行為の禁止等)

第17条 事業者は、消費者との間で行う商品又は役務の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、又は合理的な根拠のない情報若しくは誤信を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を求め、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- (5) 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又は役務の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくはこれを締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは当該債務の履行をさせる行為
- 2 知事は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その取引の仕組み、実態等について必要な調査を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定に違反している事業者があるときは、当該事業者に対し、当該違反をしている事項を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(不当な取引行為に関する情報提供)

第18条 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、前条第2項の規定による調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第19条 知事は、商品の種類及びその性能若しくは品質又は役務の種類及びその内容若しくは効果その他これらに類するものとして規則で定める事項に関する情報であつて、事業者が契約の締結を勧誘するに際し消費者に提供したものについて、当該情報が事実であることについて疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該情報の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者が前項の合理的な根拠を示す資料を提出しない場合において正当な理由がないと認めるとき、又は事業者が提出した資料によっては同項の疑いを解消することができないと認めるときは、当該事業者に対し、再度合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

第4章 生活関連物資に関する施策

(情報の収集、調査等)

第20条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集及び調査を行うとともに、必要な情報を県民に提供するよう努めるものとする。

(供給等の協力要請)

第21条 知事は、生活関連物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、当該生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給又は価格の安定を図るための協力を要請するものとする。

(物資の指定)

第22条 知事は、生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、法令等に特別の定めがある場合を除き、当該生活関連物資を特に流通の円滑化を図るべき物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第1項の規定に基づく指定をしたときは、その旨を告示するものとする。これを解除したときも、同様とする。

(売渡しに関する勧告)

第23条 知事は、前条第1項の規定に基づき指定した物資（以下「指定物資」という。）の生産、輸入又は販売を行う事業者が買占め又は売惜しみにより当該指定物資を多量に保有していると認めるときは、その事業者に対し、当該指定物資を売り渡すよう勧告することができる。

第5章 消費者に対する情報及び教育の機会の提供等

(情報の提供)

第24条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

（試験、検査、調査等の実施等）

第25条 知事は、消費者施策の実効を確保するため、商品又は役務の試験、検査、調査等を行うとともに、必要に応じ、その結果を展示その他の方法により公開するものとする。

（消費者教育の充実）

第26条 県は、事業者団体、消費者団体、市町村及び教育機関その他の関係機関と連携して、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費生活に関する教育の充実を図るものとする。

（消費者団体の活動の促進）

第27条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

第6章 知事に対する消費者の申出

第28条 消費者は、この条例の規定に違反する事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置が講じられていないことにより、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、知事に対しその旨を書面により申し出て、適当な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく申出があったときは、必要な調査を行うものとし、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定に基づく申出の内容並びにその処理の経過及び結果を明らかにするものとする。

第7章 消費者被害の救済

（知事による消費者苦情及び紛争の解決）

第29条 知事は、事業者の供給する商品及び役務に関する消費者の苦情（以下「消費者苦情」という。）又は事業者の供給する商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争（以下「紛争」という。）について、消費者からの申出があったときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情及び紛争を解決するために必要なあっせんその他の措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、市町村が行う消費者苦情及び紛争の解決について、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。
- 3 知事は、市町村が受け付けた消費者苦情及び紛争の解決について、当該市町村において適切に解決することが困難であるとして当該市町村から要請を受けたときは、必要に応じて、当該消費者苦情及び紛争を解決するためのあっせんその他の措置を講ずるものとする。

（審議会による紛争の解決等）

第30条 知事は、前条の規定によるあっせんその他の措置によっては、適切かつ迅速に解決することが困難であると認める紛争について、岩手県消費生活審議会のあつ

せん若しくは調停に付し、又は助言を求め、その他必要な援助措置を講ずることができる。

- 2 岩手県消費生活審議会は、あっせん又は調停を行うため必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停に付された紛争に係る事業者その他の関係人に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定に基づき岩手県消費生活審議会のあっせん又は調停に付した紛争のうち特に必要があると認めるものについて、岩手県消費生活審議会におけるあっせん又は調停の経過及び結果を明らかにするものとする。

（消費者苦情等の解決における県及び関係団体の連携）

第31条 県及び事業者団体、消費者団体その他の関係団体は、消費者苦情及び紛争の解決がより適切に行われるよう連携及び協力に努めるものとする。

第8章 環境への配慮

第32条 県は、消費者施策の策定及び実施を通じて、事業者及び消費者における環境への負荷の低減に配慮した取組の促進を図るものとする。

- 2 事業者は、消費者に対し商品又は役務を供給するに当たっては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。
- 3 消費者は、商品の選択、使用若しくは廃棄又は役務の選択若しくは利用に当たっては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

第9章 岩手県消費生活審議会

（設置）

第33条 消費者施策に関する重要事項の調査審議、紛争のあっせん及び調停並びに紛争の解決のための知事への助言を行わせるため、岩手県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌）

第34条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 消費者施策に関する基本的事項に関すること。
- (2) 生活関連物資の対策に関すること。
- (3) 紛争のあっせん及び調停に関すること。
- (4) 紛争の解決のための知事への助言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消費者施策の推進に関する重要事項に関すること。

（組織）

第35条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 3 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第36条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第37条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(紛争解決部会等)

第38条 審議会に、紛争のあっせん及び調停並びに紛争の解決のための知事への助言に関する事項を処理させるため、紛争解決部会を置く。

2 紛争解決部会は、会長が指名する5人以内の委員をもって組織する。

3 審議会に、紛争解決部会のほか、会長が指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

5 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第39条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第10章 雜則

(立入調査等)

第41条 知事は、第12条、第14条、第15条、第17条及び第23条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告を求め、その職員に、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させ、又は第12条第1項の調査を行うため、必要最小限度の数量の商品又は当該事業者が役務を提供するために使用する物若しくは当該役務に関する資料（以下「商品等」という。）の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者又はその関係人が前項の規定に基づく報告、商品等の提出若しくは立入調査を拒み、又は質問に対し答弁せず若しくは虚偽の答弁をしたときは、事業者に対し、書面により、報告若しくは商品等の提出又は立入調査若しくは質問に応ずべきことを求めることができる。

- 3 前項の書面には、要求に応じない場合においては、当該事業者の氏名又は名称その他必要な事項を公表する旨及び報告、商品等の提出、立入調査又は質問を必要とする理由を附さなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定に基づき立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 県は、第1項又は第2項の規定に基づき事業者から商品等を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。
- 6 第1項又は第2項の規定に基づく立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第42条 知事は、事業者が第12条第3項、第19条第2項若しくは前条第2項の規定に基づく要求又は第14条、第17条第3項若しくは第23条の規定に基づく勧告に従わないときは、その旨及びその要求又は勧告の内容を公表することができる。

(意見の聴取)

第43条 知事は、前条の規定に基づく公表をしようとするときは、当該事業者に対し、意見の聴取を行わなければならない。

(補則)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第17条から第19条までの規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による改正前の岩手県消費者保護条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項、第7条の2第1項及び第15条第1項の規定に基づく勧告並びに旧条例第16条の規定に基づく立入調査等については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第7条第1項の規定に基づき定められた基準は、この条例による改正後の岩手県消費生活条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定に基づき定められた基準とみなす。
- 4 旧条例第7条の2第1項に規定する取引方法を用いていと認められる事業者については、第1項ただし書に規定する規定の施行の日までの間は、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧条例第7条の2第1項の規定に基づきされた勧告については、第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第11条第2項の規定に基づき岩手県消費者保護対策審議会のあっせん又は調停に付されている消費者苦情は、新条例第30条第1項の規定に基づき審議会のあっせん又は調停に付された紛争とみなす。

- 7 この条例の施行の際現に岩手県消費者保護対策審議会の委員である者は、施行日に新条例第35条第3項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成18年1月29日までとする。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の規定により定められた岩手県消費者保護対策審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、施行日に、新条例第36条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

消費生活条例

自治体

宮城県

見出し

第6編：民生

第5章：消費生活

例規番号

昭和51年3月27日 宮城県条例第14号

制定日

昭和51年3月27日

統一条例コード

040002-93846399

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月30日

収集日

令和3年7月18日

○消費生活条例

昭和五十一年三月二十七日

宮城県条例第十四号

〔消費生活の保護に関する条例〕をここに公布する。

消費生活条例

(平一七条例一七一・改称)

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 危害の防止、取引の適正化等に関する施策(第九条—第十六条)

第三章 情報の提供等の推進等(第十七条—第二十条)

- 第四章 消費者苦情の処理及び訴訟援助(第二十一条—第二十五条)
- 第五章 生活関連商品に関する施策(第二十六条—第二十九条)
- 第五章の二 消費生活センター(第二十九条の二—第二十九条の六)
- 第六章 消費生活審議会(第三十条—第三十六条)
- 第七章 消費者被害救済委員会(第三十七条—第四十条)
- 第八章 雜則(第四十一条—第四十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、法令に特別の定めがあるもののほか、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平一七条例一七一・一部改正)

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。

- 一 消費者の安全が確保されること。
 - 二 商品及びサービス(以下「商品等」という。)について自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - 三 消費者に対し、必要な情報が提供されること。
 - 四 消費者に対し、消費生活に関する教育の機会が提供されること。
 - 五 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
 - 六 消費者に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、環境への負荷の低減に配慮して行われなければならない。

(平一七条例一七一・全改)
(県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、消費生活に関する相談業務その他の業務を通じて消費者施策を推進するものとする。

- 2 県は、市町村が実施する消費者施策に協力するとともに、当該消費者施策が円滑に推進されるよう必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。
- 3 県は、消費者施策の推進に当たつては、県民の意見を反映させるものとする。

(平一七条例一七一・全改、平二一条例二四・一部改正)
(事業者の責務)

第四条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 商品等に関する消費者の意見を事業活動に反映させるよう努めること。

六 県又は市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等に關し環境への負荷の低減に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に關し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(平一七条例一七一・全改)

(事業者団体の責務)

第五条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に關し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平一七条例一七一・全改)

(消費者の役割)

第六条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に關して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に關し、商品を選択し、使用し、若しくは廃棄し、又はサービスを選択し、若しくは利用するに當たつては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

(平一七条例一七一・全改)

(消費者団体の役割)

第七条 消費者団体は、消費生活に關する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(平一七条例一七一・追加)

(基本計画)

第八条 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に關する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 消費者施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平一七条例一七一・追加)

第二章 危害の防止、取引の適正化等に関する施策

(平一七条例一七一・章名追加)

(危害に関する調査等)

第九条 知事は、商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を実施し、なお当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすものでないことを確認することができず、かつ、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、期日を定めて、資料の提出その他の方法により、当該商品等が当該危害を及ぼすものでないことの立証を求めることができる。

3 知事は、当該事業者が正当な理由なく前項に規定する期日までに立証を行わないとき、又は当該事業者が行つた立証によつては当該商品等が当該危害を及ぼすものでないことを確認することができないときは、当該事業者に対し、再度立証を求めることができる。

4 知事は、消費者の生命、身体又は財産への危害を防止するため必要があると認めるときは、前三項の規定による調査等に関する情報を提供するものとする。

(平一七条例一七一・追加)

(危害防止の勧告等)

第十条 知事は、前条の規定による調査等の結果、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、宮城県消費生活審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該商品等が危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(平一七条例一七一・追加)

(緊急危害防止措置)

第十一条 知事は、商品等がその欠陥により消費者の生命又は身体について重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表するものとする。

2 前項の規定による公表があつたときは、当該商品等を供給する事業者は、直ちに、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとらなければならない。

(平一七条例一七一・追加)
(規格、表示等の適正化)

第十二条 事業者は、その供給する商品等について、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- 一 消費者が不利益を被ることがないよう適正な計量をすること。
- 二 品質の向上及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格に基づき供給すること。
- 三 消費者が選択又は使用を誤ることのないよう品質、機能、価格、量目、製造年月日(食品にあつては、消費期限又は賞味期限)等を適正に表示すること。
- 四 虚偽、誇大その他消費者を誤認させる広告又は宣伝をしないこと。
- 五 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大する事がないよう過大な包装をしないこと。
- 六 消費者への供給後における保証、修理等アフターサービスの内容を明示するとともに、その徹底を図ること。

(平一七条例一七一・旧第七条繰下・一部改正)
(県の指導及び基準の設定)

第十三条 知事は、事業者又は事業者団体に対し、商品等の規格、表示等の適正化について必要な指導に努めるものとする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、宮城県消費生活審議会の意見を聴き、商品等の規格、表示等の基準(以下「基準」という。)を定めることができる。
- 3 知事は、基準を定めた場合は、その内容その他必要な事項を告示するものとする。
- 4 前二項の規定は、基準を変更し、又は廃止する場合に準用する。
- 5 知事は、事業者が基準に適合しない商品等を供給しているときは、当該事業者に対し、基準に適合した商品等を供給すべきことを勧告するものとする。

(平一七条例一七一・旧第八条繰下・一部改正)
(不適正な取引行為の禁止)

第十四条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの(以下「不適正な取引行為」という。)を行つてはならない。

- 一 消費者に対し、商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを探せば、若しくは誤認を招くものを提供し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供し、又は販売の意図を隠して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- 二 消費者を威迫し、執ように説得し、心理的に不安な状態に陥らせる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為
- 三 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務を履行させる行為

五 契約に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者からの正当な根拠に基づく債務の履行の請求に対して、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為

六 契約内容を正当な理由なく一方的に変更する行為

七 消費者からの正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為

八 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行うものからの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務を履行させる行為

(平一七条例一七一・追加)

(不適正な取引行為の調査等)

第十五条 知事は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その取引の実態等について必要な調査を行うものとする。

2 知事は、事業者が不適正な取引行為を行つていると認め、かつ、当該不適正な取引行為による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定による調査に関する情報を提供するものとする。

(平一七条例一七一・追加)

(不適正な取引行為の是正勧告)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による調査の結果、当該事業者が不適正な取引行為を行つていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該不適正な取引行為を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平一七条例一七一・追加)

第三章 情報の提供等の推進等

(平一七条例一七一・章名追加)

(情報の提供及び啓発)

第十七条 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報を消費者に提供するとともに、消費生活に関する知識の普及及び啓発に関する事業を実施するものとする。

(平一七条例一七一・旧第九条繰下)

(教育の推進)

第十八条 県は、消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を習得し、自主的かつ合理的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、関係団体と協力して消費生活に関する教育に係る施策を実施するものとする。

(平一七条例一七一・追加)

(試験、検査等の実施等)

第十九条 知事は、消費者施策の実効を確保するため、商品等の試験、検査等の実施に努めるとともに、必要に応じ、その結果を展示その他の方法により公開するものとする。

(平一七条例一七一・旧第十条繰下・一部改正)

(消費者団体の活動促進)

第二十条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(平一七条例一七一・旧第十一条繰下・一部改正)

第四章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

(平一七条例一七一・旧第三章繰下)

(消費者苦情の処理)

第二十一条 知事は、消費者から商品等に関する苦情(以下「消費者苦情」という。)の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情が適切かつ迅速に処理されるよう助言、あつせんその他必要な措置をとるものとする。

2 知事は、前項の措置をとるために必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料を提出させ、又はその説明若しくは意見を聞くことができる。

(平七条例三三・一部改正、平一七条例一七一・旧第十二条繰下・一部改正)

(消費者被害救済委員会のあつせん等)

第二十二条 知事は、前条第一項の規定により申出のあつた消費者苦情のうち解決が著しく困難であると認めるものについては、宮城県消費者被害救済委員会のあつせん又は調停に付すことができる。

2 宮城県消費者被害救済委員会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者又は関係者に対し、必要な資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聞くことができる。

3 知事は、当事者に対し、調停案の受諾を勧告することができる。

(平七条例三三・一部改正、平一七条例一七一・旧第十三条繰下・一部改正)

(関係団体等に対する要請)

第二十三条 知事は、消費者苦情の原因が関係事業者の全体に共通するものであると認めるときは、関係の事業者団体又は行政機関に対し、当該消費者苦情の解決に必要な措置をとることを要請するものとする。

(平一七条例一七一・旧第十四条繰下・一部改正)
(訴訟費用の援助)

第二十四条 知事は、商品等によつて被害を受けた消費者が、事業者に対する訴訟(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百七十五条に規定する和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。以下同じ。)を行おうとする場合において、当該訴訟が次の各号に該当するときは、宮城県消費者被害救済委員会の意見を聴き、当該消費者に対し、訴訟の費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

- 一 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある商品等に係るものであること。
- 二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。
- 三 第二十二条の規定によるあつせん又は調停によつて解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。

2 前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とする。

(平七条例三三・平一〇条例四・一部改正、平一七条例一七一・旧第十五条繰下・一部改正)

(貸付金の返還等)

第二十五条 前条第一項の規定により資金の貸付けを受けた者は、訴訟が終了したときは、貸付けを受けた資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、資金の貸付けを受けた者が訴訟の結果当該貸付けを受けた資金に相当する額の金銭等を得ることができなかつたときその他規則で定める事由があるときは、貸し付けた資金の全部又は一部の返還を免除し、又は猶予することができる。

(平一七条例一七一・旧第十六条繰下)

第五章 生活関連商品に関する施策

(平一七条例一七一・旧第四章繰下・改称)

(情報の収集、調査等)

第二十六条 知事は、消費生活との関連性が高い商品(以下「生活関連商品」という。)の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集及び調査を行うとともに、必要な情報を県民に提供するものとする。

(平一七条例一七一・旧第十七条繰下・一部改正)
(供給等の協力要請)

第二十七条 知事は、生活関連商品の円滑な供給又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、関係の事業者又は事業者団体に対し、当該生活関連商品の供給の確保、供給のあつせんその他必要な協力を要請するものとする。

(平一七条例一七一・旧第十八条繰下・一部改正)
(特定生活関連商品の指定等)

第二十八条 知事は、生活関連商品の供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合又はその価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、当該生活関連商品の供給又は価格の安定を図る必要があると認めるとときは、当該生活関連商品を特別の調査を要する特定生活関連商品として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

(平一七条例一七一・旧第十九条繰下・一部改正)
(勧告等)

第二十九条 知事は、事業者が前条第一項の規定により指定された特定生活関連商品の円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で販売していると認めるときは、宮城県消費生活審議会の意見を聴き、当該事業者に対し、その事業活動の是正のために必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(平一七条例一七一・旧第二十条繰下・一部改正)

第五章の二 消費生活センター

(平二八条例一八・追加)
(設置等)

第二十九条の二 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 知事は、センターを設置したときは、その名称、住所、次条各号に掲げる事務を行う日及び時間その他の必要な事項を公示する。当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二八条例一八・追加)
(事務)

第二十九条の三 センターにおいて、次に掲げる事務を行う。

- 一 消費生活に係る相談及び苦情処理に関する事務。
 - 二 消費生活に係る情報の収集及び提供に関する事務。
 - 三 消費者教育の推進に関する法律(平成二十四年法律第六十一号)第二条第一項に規定する消費者教育の推進に関する事務。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な事務
- (平二八条例一八・追加)
(職員)

第二十九条の四 センターに、事務職員、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員その他の職員を置く。
(平二八条例一八・追加)
(研修)

第二十九条の五 センターは、前条に規定する職員の資質の向上のために、研修の機会の確保に努めるものとする。
(平二八条例一八・追加)
(情報の安全管理)

第二十九条の六 センターは、第二十九条の三各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(平二八条例一八・追加)

第六章 消費生活審議会

(平一七条例一七一・旧第五章繰下)
(設置)

第三十条 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定と向上に関する施策の基本となる事項その他重要事項を調査審議させるため、宮城県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平七条例三三・一部改正、平一七条例一七一・旧第二十三条繰下)
(組織等)

第三十一条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(平一七条例一七一・旧第二十四条繰下)
(専門委員)

第三十二条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。
3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(平一七条例一七一・旧第二十五条繰下)
(会長及び副会長)

第三十三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平一七条例一七一・旧第二十六条繰下)

(会議)

第三十四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平一七条例一七一・旧第二十七条繰下)

(部会)

第三十五条 審議会は、その定めるところにより、会長が指名する委員をもつて組織する部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができます。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

(平七条例三三・一部改正、平一七条例一七一・旧第二十八条繰下)

(会長への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(平一七条例一七一・旧第二十九条繰下)

第七章 消費者被害救済委員会

(平七条例三三・追加、平一七条例一七一・旧第六章繰下)

(設置)

第三十七条 知事の諮問等に応じ、消費者苦情のあつせん又は調停を行わせ、又は訴訟費用の援助に関する事項その他消費者苦情の解決に関し必要な事項を調査審議させるため、宮城県消費者被害救済委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平七条例三三・追加、平一七条例一七一・旧第三十条繰下・一部改正)

(組織等)

第三十八条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平七条例三三・追加、平一七条例一七一・旧第三十一条繰下)

(委員長及び副委員長)

第三十九条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平七条例三三・追加、平一七条例一七一・旧第三十二条繰下)

(準用)

第四十条 第三十二条及び第三十四条から第三十六条までの規定は、委員会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、「この章」とあるのは

「第三十二条、第三十四条から第三十六条まで及び次章」と読み替えるものとする。

(平七条例三三・追加、平一七条例一七一・旧第三十三条繰下・一部改正)

第八章 雜則

(平七条例三三・旧第六章繰下、平一七条例一七一・旧第七章繰下)

(知事への申出)

第四十一条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、相当多数の消費者の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるとときは、知事に対し、規則で定めるところにより、その旨を申し出て、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつた場合において、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他必要な措置をとるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果についての情報を提供するものとする。

(平一七条例一七一・追加)

(立入調査等)

第四十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(平一七条例一七一・追加)

(公表)

第四十三条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

一 第九条第二項若しくは第三項の立証を虚偽の資料若しくは虚偽の方法により行つたとき、又は同項の規定による求めに応じないとき。

二 第十条第一項、第十三条第五項、第十六条又は第二十九条の規定による勧告に従わないとき。

三 第二十二条第二項又は第二十二条第二項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは虚偽の説明をしたとき。

四 前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平一七条例一七一・追加)

(国の行政機関等との協力)

第四十四条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るための施策の実施について、国の行政機関若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であるとき、又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。

2 知事は、前項に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し、意見を述べ、必要な措置をとることを要請するものとする。

(平七条例三三・旧第三十条繰下、平一七条例一七一・旧第三十四条繰下・一部改正)

(委任)

第四十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平七条例三三・旧第三十一条繰下、平一七条例一七一・旧第三十五条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則(平成七年条例第三三号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則(平成一〇年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一七一号)
(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の消費生活の保護に関する条例の規定によりされた申出、手続その他の行為は、改正後の消費生活条例(以下「新条例」という。)中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりされた申出、手續その他の行為とみなす。

附 則(平成二一年条例第二四号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第一八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

仙台市消費生活条例

自治体

宮城県 仙台市

見出し

第8編：経済

第5章：消費生活

例規番号

平成16年3月19日 条例第4号

制定日

平成16年3月19日

統一条例コード

041009-51727042

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月9日

収集日

令和3年7月18日

○仙台市消費生活条例

平成一六年三月一九日

仙台市条例第四号

仙台市民の消費生活をまもる条例(昭和五十年仙台市条例第四十八号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 危害の防止(第九条—第十二条)

第三章 事業行為の適正化

第一節 表示、計量、包装等及び広告宣伝の適正化(第十三条—第十七条)
第二節 不適正な取引行為の禁止(第十八条)

第四章 消費者被害の救済(第十九条—第二十二条)

第五章 調査、勧告及び公表(第二十三条—第二十六条)

第六章 消費者の自立支援等

第一節 消費者教育等の充実等(第二十七条—第二十九条)

第二節 消費生活支援協定の締結等(第三十条・第三十一条)

第七章 生活関連商品等の安定供給の確保等(第三十二条・第三十三条)

第八章 仙台市消費生活審議会(第三十四条)

第九章 雜則(第三十五条)

附則

健康かつ安全で文化的な生活は、市民が等しく希求するものである。

このような豊かな生活を実現するためには、消費生活の安定と向上は、欠かすことができない。

消費生活を取り巻く環境は、その変化の度合いをますます強めできている。消費者と事業者の間の情報力、交渉力等の格差の存在に加えて、近年の社会経済の進展は、消費生活における選択の機会の拡大をもたらす一方で、商品及びサービスの新たな取引の方法を生み出し、消費者が直面している諸問題を多様化、複雑化させてきた。そのため、消費者の保護を基本とした従来の枠組みだけでは消費者の利益を確保することが困難になってきている。

消費生活においても、環境への配慮が求められており、市、事業者及び消費者は、環境への負荷が少なく持続的な発展が可能な社会の実現に努めなければならない。このような認識に基づき、本市は、消費生活に関する必要な知識が不足し、又は判断力に不安がる消費者が不当に不利益を被らないよう必要な措置を講ずる等消費者の利益の擁護を図りながら、消費者の自立を支援していくとともに、事業者及び消費者との協力により、消費者の権利の確立を目指し、消費生活の一層の安定と向上を図るため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的及び消費者の権利)

第一条 この条例は、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、消費者の利益の擁護及び消費者の自立の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、市、事業者及び消費者は、相互に協力しながら、次に掲げる消費者の権利(以下「消費者の権利」という。)の確立を図るものとする。

- 一 消費生活において生命、身体及び財産を侵されない権利
- 二 商品及びサービスについて適正な表示を求める権利
- 三 適正な取引環境の下で取引を行う権利
- 四 消費生活において不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済される権利
- 五 消費生活において必要な情報を適切かつ速やかに提供される権利

- 六 自立して消費生活を営むために必要な教育を受ける権利
- 七 消費生活に関する市の施策に意見が十分に反映される権利
(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 商品 消費者が消費生活において使用する物をいう。
- 二 サービス 消費者が消費生活において使用し、又は利用するもので商品以外のものをいう。
- 三 消費者 商品又はサービスを使用し、又は利用して消費生活を営む者をいう。
- 四 事業者 消費生活の用に供する商品又はサービスの製造、販売、提供その他これらに類する行為を業として行う者をいう。
- 五 取引 契約の締結についての勧誘、契約の締結その他これらに類する行為をいう。

(市の責務)

第三条 市は、第一条第一項の目的を達成するため、消費者の利益の擁護、消費者の自立の支援及び消費者の権利の確立に関する施策(以下「消費生活に関する施策」という。)を総合的かつ計画的に実施するとともに、当該消費生活に関する施策の実施に当たっては、市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、消費者の権利を尊重しなければならない。

- 2 事業者は、消費生活に関する法令を遵守するとともに、市が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。
- 3 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ速やかに処理するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、消費者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 5 事業者は、消費生活における環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

(消費者の役割)

第五条 消費者は、消費生活に関する知識を修得するとともに、消費者の権利の確立に自ら努め、もって消費生活の安定と向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、消費生活を営むに当たり、環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

(仙台市消費生活基本計画)

第六条 市長は、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、仙台市消費生活基本計画を定めなければならない。

(市長への申出)

第七条 市民は、この条例に違反する事業者の事業活動又はこの条例に定める市の措置が講じられないことにより、広く市民の消費生活に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市長に対し、その旨を申し出て、必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、広く市民の消費生活に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第一項の規定による申出があったときは、処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第一項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との相互協力等)

第八条 市長は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に対し、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

2 市長は、国又は他の地方公共団体が実施する消費生活に係る施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 市長は、第一項に定めるもののほか、市民の消費生活の安定と向上を図るために必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、関係業界等に対し、適切な措置を講ずるよう要請しなければならない。

第二章 危害の防止

(危害の防止の調査等)

第九条 市長は、商品又はサービスによる消費者の生命、身体又は財産に及ぼす危害又は損害を防止するために必要があると認めるときは、当該商品又はサービスの安全性について調査し、その経過及び結果を公表しなければならない。

(危害商品等の提供の禁止等)

第十条 事業者は、その欠陥により、消費者の生命、身体又は財産に危害又は損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又はサービスを製造し、販売し、又は提供してはならない。

2 事業者は、製造し、販売し、又は提供する商品又はサービスが前項の規定に違反することが明らかになったときは、その旨の公表、当該商品又はサービスの提供の中止、改善等消費者の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(立証要求)

第十二条 市長は、事業者が前条第一項の規定に違反する疑いがある場合において、第二十三条第一項の調査又は第二十四条第一項の規定による調査若しくは質問を行って、なお当該疑いを解消することができず、かつ、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出その他の方法により、当該商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害又は損害を及ぼすものではないことの立証をすることを求めることができる。

(緊急危害防止措置)

第十二条 市長は、商品又はサービスがその欠陥により、消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置が速やかに講じられる場合を除き、直ちに次に掲げる事項のうち必要な事項を公表しなければならない。

- 一 商品又はサービスの名称
 - 二 事業者の氏名又は名称
 - 三 事業者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地
 - 四 危害の内容
 - 五 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の規定による公表があったときは、事業者は、直ちに当該商品又はサービスの提供の中止その他の当該危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ### 第三章 事業行為の適正化
- #### 第一節 表示、計量、包装等及び広告宣伝の適正化
- ##### (表示の適正化)
- 第十三条 事業者は、商品又はサービスが誤って選択され、利用されること等により、消費者の利益が損なわれることのないよう、商品又はサービスの品質、用途、内容その他の必要な事項を適切に表示するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市長が定める商品又はサービスについては、市長が定める表示に関する基準に従い、表示しなければならない。
- ##### (価格等の表示)
- 第十四条 事業者は、消費者が商品又はサービスの購入又は利用に際し不利益を被ることがないよう、商品又はサービスの価格を消費者の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 2 小売業を営む事業者で市長が定めるものは、消費者が商品を適切に選択することができるよう、市長が定める商品について、市長が定める基準量及び基準量当たりの価格を表示しなければならない。
- 3 事業者は、消費者が商品又はサービスを適切に選択することができるよう、商品又はサービスについて、質量、容積、時間、回数等の単位当たりの価格を表示するよう努めなければならない。
- ##### (計量の適正化)
- 第十五条 事業者は、商品又はサービスの販売又は提供に際し、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。
- ##### (包装等の適正化)
- 第十六条 事業者は、商品の内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等過大な包装をし、又は容器を用いてはならない。

2 事業者は、包装をし、又は容器を用いる場合には、市長が定める包装又は容器に関する基準に従い、行わなければならない。

(広告宣伝の適正化)

第十七条 事業者は、商品又はサービスについて、事実と相違し、又は誇大な表現を用いる等消費者を誤認させるおそれのある広告宣伝をしてはならない。

第二節 不適正な取引行為の禁止

第十八条 事業者が消費者との間で行う取引に関し、次に掲げる行為を不適正な取引行為とし、その内容は市長が定める。

一 消費者に対し、商品若しくはサービスに関して重要な情報を提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること

二 消費者を威迫し、困惑させる等消費者の十全な意思形成を妨げる不当な手段を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること

三 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること

四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるもの)を含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は履行をさせること

五 契約に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者の正当な根拠に基づく履行の請求に対し適切な対応をすることなく履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること

六 契約内容を正当な理由なく一方的に変更すること

七 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは無効の主張(以下これらを「申込みの撤回等」という。)に際し当該申込みの撤回等を妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。

八 商品又はサービスの購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下これらを「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は不当な手段で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせること。

2 事業者は、消費者と取引を行うに当たり、前項各号に掲げる不適当な取引行為を行ってはならない。

第四章 消費者被害の救済

(条例違反等の情報提供)

第十九条 市長は、この条例に違反し、又は違反する疑いのある事業活動により消費者に被害が生じ、又は拡大することを防止するために必要があると認める場合は、被害の概要その他の必要な情報を消費者に提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する場合において、広範にわたる又は消費者に甚大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の氏名若しくは名称又は住所若しくは事務所若しくは事業所の所在地(以下「事業者の氏名等」という。)その他の当該被害の発生又は拡大を防止するために必要な情報を消費者に提供することができる。(助言等)

第二十条 市長は、消費者から事業者との間の取引に関して生じた苦情の申出があったときは、適切かつ速やかに対応し、必要な助言、あっせんその他の措置を講ずるものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 市長は、前項の苦情のうち、前項の措置を講じたにもかかわらず解決することが困難で、かつ、広く市民の消費生活に影響が生じ、又は生ずるおそれがあるために必要があると認めたもの(以下「紛争」という。)を仙台市消費生活審議会の調停(以下「調停」という。)に付すことができる。

(調停)

第二十一条 市長は、紛争を調停に付した場合は、その旨を当該紛争の申出を行った者及びその相手方となる事業者(以下これらを「当事者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合は当該紛争の概要を公表し、当該紛争が解決したとき又は解決の見込みがないと認めるときは、必要に応じて審議の経過及び結果を公表し、同一又は同種の原因による被害の防止を図るものとする。

3 仙台市消費生活審議会は、紛争が付された場合は調停を行うものとする。この場合において、仙台市消費生活審議会は、事業者が正当な理由なく呼出しに応じないとちは、これに応ずるよう勧告することができる。

4 仙台市消費生活審議会は、調停を行う場合には、当事者に対しては意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求め、市長に対しては資料の提供、調査その他必要な協力を求めて、調停案を作成するものとする。

5 仙台市消費生活審議会は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受託を勧告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、調停に関し必要な事項は、市長が定める。

(消費者訴訟の援助)

第二十二条 市長は、事業者との間の取引により消費生活において被害を受けた消費者(以下「被害者」という。)が、事業者を相手にして訴訟を提起し、又は事業者に訴訟を提起された場合において、次に掲げる要件を満たすときは、被害者の申出に応じ、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の当該訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- 一 当該被害者の申出に係る紛争が仙台市消費生活審議会の調停に付されていること
- 二 当該被害者が受けた被害と同一又は同種の原因による被害が多数生じ、又は生ずるおそれがあること

- 三 当該被害者が援助を受けなければ訴訟を提起し、又は応訴することが困難であること
 - 四 当該被害者が、当該貸付けの申出の日前三月以上引き続き本市の区域内に住所を有すること
- 2 前項の規定により訴訟に要する費用として貸し付ける資金(以下「資金」という。)は、無利息とし、その貸付期間は、市長が定める
- 3 市長は、資金の貸付けを受けた者が、訴訟の結果当該訴訟に要した費用を得ることができなかつたときその他市長が償還させることが適当でないと認めるときは、資金の全部又は一部の償還を免除することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、資金の貸付けその他の訴訟活動の援助に関し必要な事項は、市長が定める。

第五章 調査、勧告及び公表

(調査及び商品の提出要求)

第二十三条 市長は、事業者が第十条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第二項又は第十八条第二項の規定に違反する疑いがあり、かつ、消費者に被害が及ぶおそれがあると認めるときは、事業者又はその関係人(以下「事業者等」という。)に対し、資料の提出、報告又は説明の要求その他の必要な調査を行うことができる。

2 市長は、事業者が第十条第一項の規定に違反する疑いがあり、前項の調査を行うために必要があると認めるときは、必要最小限度の数量の商品、当該事業者がサービスを提供するために使用する物又は当該サービスに関する資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第二十四条 市長は、事業者が第十条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第二項又は第十八条第二項の規定に違反する疑いがあり、かつ、消費者に被害が及ぶおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入らせて、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、又は事業者等に質問させることができる。

2 前項の規定は、市長に対し、第二十一条第四項の規定による調査の協力の求めがあり、かつ、市長が当該調査を行う必要があると認める場合について準用する。

3 前二項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定による調査又は質問を行う場合について準用する。

5 市長は、事業者等が第一項の規定による調査又は質問に応じないときは、当該事業者に対し、書面により当該調査又は質問に応ずるよう勧告することができる。

6 市長は、事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に応じないときは、その経過を公表することができる。この場合において、消費者の被害を防止するために特に必要と認めるときは、当該事業者の氏名等を公表することができる。

(勧告及び公表)

第二十五条 市長は、第十条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第二項又は第十八条第二項の規定に違反した事業者に対し、当該違反事項を是正するよう勧告することができる。

2 市長は、事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に応じないときは、その経過及び内容を公表することができる。この場合において、消費者の被害を防止するために必要と認めるときは、当該事業者の氏名等を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第二十六条 市長は、第十二条第一項、第十九条第二項、第二十四条第六項又は前条第二項の規定により、事業者の氏名等を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、緊急の場合又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第六章 消費者の自立支援等

第一節 消費者教育等の充実等

(消費者教育等の充実)

第二十七条 市は、消費者が消費生活において主体的に行動することができるよう、消費者教育、消費者啓発その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

(情報提供)

第二十八条 市は、消費者が消費生活を営むために必要な情報を収集し、消費者に適切に提供するものとする。

(消費者の活動等の支援)

第二十九条 市は、消費者又は消費生活に関する団体の活動及び消費者の組織化に対し必要な支援を行うことができる。

第二節 消費生活支援協定の締結等

(消費生活支援協定の締結等)

第三十条 市長は、消費者行政の推進に当たって、商品又はサービスの取引に関する事業者の自主的な改善を促進し、市民の消費生活環境の充実を支援するため、事業者又は事業者の団体との間に協定(以下「消費生活支援協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、消費生活支援協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

(事業者の指針策定への支援等)

第三十一条 市長は、事業者又は事業者の団体が事業活動を行う上で消費者への対応について遵守すべき指針の策定に際し、必要に応じて情報を提供することができる。

2 市長は、事業者又は事業者の団体が行う消費者に対する啓発、消費者への情報提供等について、必要な支援を行うことができる。

第七章 生活関連商品等の安定供給の確保等

(生活関連商品等の情報の収集及び提供)

第三十二条 市長は、日常生活と関連性の高い商品又はサービス(以下「生活関連商品等」という。)のうち必要があると認めるものについて、価格その他の必要な情報を収集し、必要に応じてこれを消費者に提供するものとする。

(安定供給の確保)

第三十三条 市長は、生活関連商品等が不足し、若しくは不足するおそれがあると認めるとき又は生活関連商品等の価格が著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると認めるときは、事業者又は事業者の団体に対し、当該生活関連商品等の安定供給を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第八章 仙台市消費生活審議会

第三十四条 市民の消費生活の安定と向上に関する事項を調査審議するため、仙台市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 第六条の仙台市消費生活基本計画の策定及び改定に関し意見を述べること
 - 二 第十三条第二項、第十四条第二項、第十六条第二項又は第十八条第一項の規定に基づき市長が定める基準等の制定及び改定に関し意見を述べること
 - 三 第二十条第二項の規定により市長から付された紛争の調停を行うこと
 - 四 前三号に掲げるもののほか、消費生活に関する重要な事項を調査審議すること
- 3 審議会は、委員十人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験者、消費者及び事業者のうちから、市長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 第二十条第二項の規定により市長から付された紛争の調停を行うため、審議会に被害救済部会を置く。
 - 8 前項に定めるもののほか、専門の事項を調査審議するため、市長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
 - 9 市長は、被害救済部会及び部会に専門委員を置くことができる。
 - 10 審議会、被害救済部会又は部会において特定の事項を調停審議するために必要があると認めるときは、関係者その他当該事項の調査審議のために必要な者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
 - 11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第九章 雜則

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の仙台市民の消費生活をまもる条例(以下「改正前の条例」という。)第二十六条の規定により現に締結されている消費者保護協定は、この条例による改正後の仙台市消費生活条例(以下「改正後の条例」という。)第三十条の規定による消費生活支援協定とみなす。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為で改正後の条例中これに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に仙台市消費者保護委員会の委員である者は、その際改正後の条例第三十四条第四項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市消費者保護委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

秋田県

見出し

第6編：生活環境
第1章：県民生活

例規番号

昭和51年3月27日 条例第4号

制定日

昭和51年3月27日

統一条例コード

050008-96610352

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月18日

○秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
昭和五十一年三月二十七日

秋田県条例第四号

〔秋田県消費者保護条例〕をここに公布する。
秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
(平二条例一四・改称)

目次

第一章 総則(第一条—第七条の二)

- 第二章 危害の防止、取引の安全等に関する施策(第八条—第十七条)
第三章 物価対策及び生活関連物資に対する措置(第十八条—第二十三条)
第四章 消費者苦情等の処理及び訴訟援助(第二十四条—第二十七条)
第五章 秋田県消費生活審議会(第二十八条—第三十四条)
第六章 雜則(第三十五条・第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村及び事業者の責務並びに事業者団体、消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平二条例一四・平一七条例二五・一部改正)

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進は、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の信頼と協力の下に、次に掲げる消費者の権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

- 一 商品又は役務により、生命、身体及び財産が侵されない権利
 - 二 商品又は役務について、適正な表示を行わせる権利
 - 三 商品又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利
 - 四 商品又は役務及びこれらの取引方法により不当に受けた被害から速やかに救済される権利
 - 五 商品又は役務及びこれらの取引方法について必要な情報を速やかに提供される権利
 - 六 消費生活において、自主的かつ合理的に行動することができるよう必要な教育の機会が提供される権利
 - 七 消費者の意見が次条第一項の施策に反映される権利
- 2 前項の規定に基づいて実施すべき総合的な施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。
- (平二条例一四・全改、平一七条例二五・一部改正)
- (県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たつては、高度情報通信社会の進展への的確な対応及び環境の保全に配慮するものとする。

(平二条例一四・平一七条例二五・一部改正)

(市町村の責務)

第四条 市町村は、当該地域の社会的、経済的状況に応じた住民の消費生活の安定及び向上を図るための施策を策定し、及びこれを実施するように努めるものとする。

(平二条例一四・一部改正)

(県及び市町村の相互協力)

第五条 県及び市町村は、消費生活の安定及び向上を図るための施策の策定及び実施に当たつては、相互に協力するものとする。

(平二条例一四・一部改正)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、消費者に提供する商品又は役務について、危害の防止、適正な計量、表示、包装及び広告の実施、品質の向上、適正な取引方法の実施等必要な措置を講じ、かつ、流通の円滑化及び公正な取引の確保に努めるとともに、県及び市町村が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策について協力する責務を有する。

2 事業者は、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

3 事業者は、消費者に提供する商品又は役務について、消費者が必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めなければならない。

4 事業者は、消費者に提供する商品又は役務について、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

(平二条例一四・平一七条例二五・一部改正)

(事業者団体の役割)

第六条の二 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるとともに、県及び市町村が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(平一七条例二五・追加)

(消費者の役割)

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

(平一七条例二五・全改)

(消費者団体の役割)

第七条の二 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(平一七条例二五・追加)

第二章 危害の防止、取引の安全等に関する施策

(平二条例一四・改称)

(危害の防止)

第八条 事業者は、その提供する商品又は役務について、消費者の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、当該事業者が提供する商品又は役務について、その安全性に関する資料等の提出を求めることができる。

3 知事は、事業者が消費者に提供する商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該事業者に対し、危害を防止するために必要な措置を講ずるように指導し、又は勧告することができる。

4 知事は、前項に規定する場合は、必要に応じて速やかに県民に危害の内容を公表するものとする。

5 知事は、第三項の指導又は勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その指導又は勧告に基づいて講じた措置及び結果について、報告を求めることができる。

6 知事は、事業者が第三項の勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(平二条例一四・平八条例四・平二七条例三・一部改正)

(表示の適正化)

第九条 事業者は、その提供する商品又は役務について、消費者がその購入若しくは使用又は利用に際し、その品質、機能、価格、量目等を容易に識別できるようにするため、これらの事項を適正に表示するよう努めなければならない。

(包装の適正化)

第十条 事業者は、その提供する商品について、消費者を誤認させる包装又は内容物の保護若しくは品質の保全に必要な限度を超える包装をしないよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第十二条 事業者は、商品又は役務に関する広告について、虚偽又は誇大な表現その他消費者が選択を誤るおそれがある表現を避け、正確な情報を提供するよう努めなければならない。

(自主基準の作成等)

第十二条 事業者は、その提供する商品又は役務について、品質その他の内容を向上すること等により消費者の信頼を確保するため、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準(以下「自主基準」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 事業者団体は、事業者による自主基準の作成を支援するとともに、事業者がこれを遵守するよう指導に努めるものとする。

(平一七条例二五・全改)

(表示の適正化等の指導)

第十三条 知事は、第九条から前条までの規定による表示、包装及び広告の適正化並びに自主基準への適合について、事業者に対して必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定による指導を行うため必要があると認めたときは、事業者に対し、表示、包装、広告又は自主基準に関する報告を求めることができる。

(平一七条例二五・一部改正)

(県基準の設定)

第十四条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が提供する商品又は役務について、品質その他の内容の向上、消費生活の合理化及び流通の円滑化を図るため、特に必要があると認めるときは、規格、表示等の基準(以下「県基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、県基準を定めたときは、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(県基準への適合)

第十五条 事業者は、その提供する商品又は役務について、県基準に適合させるよう努めなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、県基準に適合していない商品又は役務を提供している事業者に対し、当該県基準を遵守するように指導し、又は勧告することができる。

(不当な取引方法の指定)

第十五条の二 知事は、消費者の取引の安全を図るため、事業者が、その提供する商品又は役務について、消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、又は消費者が取引をしない旨の意思を表示したにもかかわらず、消費者を取引に誘引し、又は消費者に取引を強制すること等により消費者に不当な不利益を与えるおそれがある取引方法を不当な取引方法として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により不当な取引方法を指定しようとするときは、秋田県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするととも、同様とする。

3 第十四条第二項の規定は、第一項の不当な取引方法の指定について準用する。

(平二条例一四・追加、平一七条例二五・一部改正)

(不当な取引方法の禁止)

第十五条の三 事業者は、その提供する商品又は役務の取引に当たつては、前条第一項の規定により指定された不当な取引方法(以下単に「不当な取引方法」という。)を用いてはならない。

- 2 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認めるときは、必要に応じて、速やかに当該不当な取引方法に係る情報を消費者に提供するものとする。
- 3 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引方法の改善を指導し、又は勧告することができる。
- 4 第八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「第三項」とあるのは、「第十五条の三第三項」と読み替えるものとする。

(平二条例一四・追加、平二七条例三・一部改正)

(緊急被害防止措置)

第十五条の四 知事は、事業者の不当な取引方法により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該不当な取引方法の内容、これを行う事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を提供することができる。

(平一七条例二五・追加)

(啓発活動の推進等)

第十六条 知事は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようするため、商品及び役務に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進し、消費生活に関する教育を充実するよう必要な施策を講ずるものとする。

(平一七条例二五・一部改正)

(試験、検査等の実施及び結果の公表)

第十七条 知事は、危害の防止等に関する施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行うとともに、必要に応じてその結果を公表するものとする。

(平二条例一四・平一七条例二五・一部改正)

第三章 物価対策及び生活関連物資に対する措置

(物価対策)

第十八条 知事は、県民の消費生活に関連性の高い物資(以下「生活関連物資」という。)に関し、物価対策のための必要な施策を講ずるものとする。

(生活関連物資の調査等)

第十九条 知事は、生活関連物資について、需給状況及び価格を調査し、その動向を明らかにするよう努めるものとする。

2 事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

3 知事は、必要に応じて、第一項の規定による調査によつて得た情報及びこれに関連して収集した情報を県民に提供するものとする。

(特別物資の指定)

第二十条 知事は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合又はその供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがある場合(以下「緊

「急事態」という。)において、特に必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該生活関連物資を特別物資として指定することができる。

2 知事は、緊急事態が消滅したと認めるときは、前項の規定による指定を解除するものとする。

3 知事は、第一項の規定により特別物資を指定したとき又は前項の規定によりこれを解除したときは、その旨を告示するものとする。

(生活関連物資の供給確保)

第二十一条 知事は、緊急事態において、生活関連物資の円滑な供給を確保するため、必要があると認めるときは、関係事業者に対して、当該生活関連物資を適正な価格で供給し、又は供給のあつせんをするよう協力を求めることができる。

(緊急措置)

第二十二条 知事は、緊急事態において、事業者による特別物資の買占め若しくは売惜しみ又は不当な価格での売渡しが行われていると認めるときは、法令に特別の定めのある場合を除き、当該事業者に対し、当該特別物資の買占め若しくは売惜しみを中止すべきこと又は当該特別物資を適正な価格で売り渡すべきことを勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(平二条例一四・平八条例四・一部改正)

第二十三条 削除

(平二条例一四)

第四章 消費者苦情等の処理及び訴訟援助

(相談及び苦情の処理等)

第二十四条 知事は、消費者又は消費者からの苦情に係る事業者(以下「消費者等」という。)から相談又は苦情の申出があつたときは、その内容を調査し、当該相談又は苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該相談又は苦情に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることがある。

3 知事は、消費生活の安定及び向上に資するため必要があると認めるときは、消費者等からの相談又は苦情に関する情報を消費者又は事業者に提供するものとする。

4 知事は、消費者等からの相談又は苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(平二条例一四・平八条例一四・一部改正)

(消費生活審議会のあつせん又は調停)

第二十五条 知事は、消費者等からの苦情で解決が著しく困難であると認めるものがあるときは、秋田県消費生活審議会のあつせん又は調停に付することができる。

2 秋田県消費生活審議会は、前項のあつせん又は調停のために必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他の関係者の出席を求めて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(平二条例一四・平八条例一四・平一七条例二五・一部改正)
(訴訟の援助)

第二十六条 知事は、消費者が事業者を相手として提起する訴訟(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百七十五条第一項の和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当する場合には、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、これに要する費用に相当する金額の範囲内における資金の貸付け、訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者によって提起されたものであること。
 - 二 前条の調停によつても解決されない苦情に係るものであること。
 - 三 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある商品若しくは役務又はこれらの取引方法に係るものであること。
 - 四 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。
 - 五 秋田県消費生活審議会において、当該訴訟を援助することが適當であると認めたものであること。
- (平二条例一四・平九条例五九・平一七条例二五・一部改正)
(貸付金の返還)

第二十七条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに当該資金を県に返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該資金の返還債務の全部若しくは一部を免除し、又は当該資金の全部若しくは一部の返還を猶予することができる。

第五章 秋田県消費生活審議会
(平二条例一四・平一七条例二五・改称)
(設置)

第二十八条 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査審議させるとともに、第二十五条第一項の規定による消費者等からの苦情に関するあつせん及び調停並びに第二十六条第五号の規定による訴訟の援助に関する認定を行わせるため、秋田県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項について、知事に意見を述べることができる。
(平二条例一四・平一七条例二五・一部改正)
(組織)

第二十九条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、消費者及び事業者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長)

第三十条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第三十一条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(消費者苦情処理部会)

第三十二条 審議会に、消費者等からの苦情に関するあつせん及び調停並びに訴訟の援助に関する認定を行わせるため、消費者苦情処理部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができます。
- 5 第三十条第三項及び第四項並びに前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(平一七条例二五・追加)

(専門委員)

第三十三条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平一七条例二五・追加)

(委任規定)

第三十四条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(平一七条例二五・旧第三十二条繰下・一部改正)

第六章 雜則

(平二条例一四・改称)

(報告及び立入検査等)

第三十五条 知事は、第八条第三項、第四項及び第六項(第十五条の三第四項において準用する場合を含む。)、第十五条の三第三項並びに第二十二条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 知事は、第一項の規定による報告の要求又は立入検査に協力しなかつた者があるときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、当該協力しなかつた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(平二条例一四・追加、平八条例四・一部改正、平一七条例二五・旧第三十七条繰上)

(規則への委任)

第三十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二条例一四・旧第三十七条繰下、平一七条例二五・旧第三十八条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成二年条例第一四号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成八年条例第四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成八年十月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年条例第五九号)

この条例は、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の施行の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第二五号)
(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成二七年条例第三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第八条第七項(同条例第十五条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定によりされている申出は、この条例による改正後の秋田県行政手続条例第三十六条第一項の規定によりされた申出とみなす。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月20日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

秋田市消費生活条例

自治体

秋田県 秋田市

見出し

第10編：市民生活
第6章：消費者保護

例規番号

平成9年12月18日 条例第43号

制定日

平成9年12月18日

統一条例コード

052019-88469667

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月20日

○秋田市消費生活条例

平成9年12月18日

条例第43号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境への配慮(第8条)

第3章 消費者教育の推進(第9条)

第4章 安全な商品等の確保と消費者の権利保護

第1節 安全な商品等の確保(第10条—第12条)

第2節 表示等の適正化(第13条—第17条)

第3節 不適正な取引行為の禁止等(第18条・第19条)

第5章 調査、勧告および公表(第20条—第23条)

第6章 生活関連商品等の安定供給の確保(第24条—第26条)

第7章 相談および苦情の処理ならびに訴訟援助(第27条—第30条)

第8章 情報の収集および提供(第31条)

第9章 秋田市消費生活審議会(第32条—第34条)

第10章 雜則(第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の消費生活に関し、市、事業者および消費者が果たすべき責務を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより消費者の権利を確立し、市民の安全で快適な消費生活の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) 事業者 小売業、サービス業、製造業その他の事業を行うものをいう。
- (2) 消費者 事業者が供給する商品又はサービス(以下「商品等」という。)を使用し、又は利用して生活する者をいう。

(基本理念)

第3条 第1条の目的の達成に当たっては、市、事業者および消費者の相互の信頼と協力を基調とし、次の各号に掲げる事項について消費生活に係る消費者の権利の確立を図ることを基本理念とするものとする。

- (1) 安全で快適な消費生活を営むこと。
- (2) 必要な情報提供および教育を受けること。
- (3) 適正な表示により自由な選択をすること。
- (4) 適正な方法により公正な取引をすること。
- (5) 不当な被害から速やかに救済を受けること。
- (6) 消費者施策に意見を表明し、参加すること。

(市の責務)

第4条 市は、経済社会の発展に即応して、市民の安全で快適な消費生活の実現を図るための総合的な施策を策定し、この実施に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、消費者の権利を尊重し、これを侵害してはならない。

2 事業者は、消費者に供給する商品等について危害の防止、表示等の適正化その他必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、消費者からその供給する商品等についての苦情が生じたときは、自らの責任において適切かつ迅速に処理しなければならない。
- 4 事業者は、市が市民の安全で快適な消費生活の実現を図るために講ずる施策に積極的に協力しなければならない。

(消費者の責務)

第6条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得するとともに、消費生活において自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、市が実施する消費生活に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(国又は他の地方公共団体等との相互協力)

第7条 市長は、第4条の施策の実施に当たって必要があると認めるときは、国もしくは他の地方公共団体又は関係業界に対し、適切な措置をとるように要請しなければならない。

2 市長は、関係行政機関から消費生活に関する施策の実施について協力の要請を受けたときは、これに積極的に応ずるものとする。

第2章 環境への配慮

(環境への配慮)

第8条 市、事業者および消費者は、良好な環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、消費生活が環境に配慮して営まれるよう、それが積極的な役割を果たすものとする。

2 市は、消費生活に関する施策の策定および実施に当たっては、事業者および消費者が環境への負荷(人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。以下同じ。)の低減を図ることができるよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減および消費者の環境に配慮した自主的な努力への協力に努めなければならない。

4 消費者は、商品の選択、使用もしくは廃棄又はサービスの選択もしくは利用に際して、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

第3章 消費者教育の推進

(消費者教育の推進)

第9条 市長は、消費者が経済活動の主体としての基礎的な知識を身に付けるとともに、自主的に責任を持って意思決定を行うことができる能力を養い、健全な消費生活を営むことができるよう、消費者の年齢等に応じて必要な教育の機会の提供に努めなければならない。

第4章 安全な商品等の確保と消費者の権利保護

第1節 安全な商品等の確保

(危険な商品等の供給の禁止)

第10条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等を消費者に供給してはならない。

2 事業者は、その商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることが明らかになったときは、当該事実の発表、当該商品等の供給の中止、当該商品の回収その他危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(危害に関する調査および情報提供等)

第11条 市長は、商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、当該商品等について、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等が安全であることの立証を求めることができる。

3 市長は、第1項の調査又は前項の規定による立証の結果、消費者の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要があると認めるときは、当該調査又は立証の経過又は結果に関する情報を消費者に提供するものとする。

(危険な商品等に対する緊急措置)

第12条 市長は、商品等が消費者の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼす急迫した危険がある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該商品等の名称、これを供給する事業者の住所および氏名又は名称その他必要な事項を直ちに公表するものとする。

2 前項の規定による公表があったときは、当該事業者は、直ちに、当該商品等の供給の中止、当該商品の回収その他危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとらなければならない。

第2節 表示等の適正化

(表示の適正化)

第13条 事業者は、その供給する商品等について、消費者がその購入もしくは使用又は利用に際し、その品質、機能、価格、量目等を容易に識別できるようにするため、これらの事項を適正に表示するよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第14条 事業者は、商品等の供給に際し消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

2 市長は、消費者と事業者との間の取引に際し適正な計量が確保されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(包装の適正化)

第15条 事業者は、その供給する商品について、消費者を誤認させる包装(容器を用いる包装を含む。以下同じ。)又は内容物の保護もしくは品質の保全に必要な限度を超える包装をしないよう努めなければならない。

2 事業者は、包装が不要となったときは、包装が適正に再利用され、もしくは再生利用され、又は廃棄されるよう配慮しなければならない。

(広告宣伝の適正化)

第16条 事業者は、商品等に関する広告宣伝について、虚偽又は誇大な表現その他消費者が選択を誤るおそれがある表現を避け、正確な情報を提供するよう努めなければならない。

(取引条件の明示)

第17条 事業者は、消費者が商品等の購入又は利用に際し不利益を被ることがないよう商品等について、取引条件の明示に努めなければならない。

2 事業者は、消費者への商品等の供給後における修理等のアフターサービスを取引条件としている場合においては、その内容の明示に努めなければならない。

第3節 不適正な取引行為の禁止等

(不適正な取引行為の禁止)

第18条 市長は、事業者が消費者との間で行う取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を、不適正な取引行為として指定することができる。

(1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、又は商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等について、重要な情報を故意に提供せず、もしくは誤信を招く情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(2) 消費者の自発的意志を待つことなく執ように説得し、消費者の知識もしくは判断力の不足に乘じ、もしくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させること。

(3) 消費者に著しく不当な不利益をもたらすことが明白な事項を内容とする契約を締結させること。

(4) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、当該購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約において、当該購入に係る当該他の事業者の行為が、前3号のいずれかの行為に該当することを知りながら、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(5) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

(6) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処置をせず、履行をいたずらに遅延させ、又は不当に拒否すること。

(7) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを条件又は原因として、当該消費者に対して、当該購入に要する資金の貸付けその他の信用の供与をする契約において、当該購入に係る当該他の事業者に対して生じている事由をもってする当該消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約に基づく債務の履行を請求し、又は債務を履行させること。

(8) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除もしくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立もしくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除もしくは取消しもしくは契約の無効の主張

が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行をいたずらに遅延させ、もしくは不当に拒否すること。

2 市長は、前項の規定により不適正な取引行為を指定しようとするときは、秋田市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 事業者は、消費者と取引を行うに当たり、前2項の規定により指定された不適正な取引行為を行ってはならない。

(不適正な取引行為に関する調査および情報提供)

第19条 市長は、前条第1項および第2項の規定により指定した不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、その取引の仕組み、実態等につき必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、当該取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該取引行為に関する情報を消費者に提供するものとする。

第5章 調査、勧告および公表

(立入調査等)

第20条 市長は、第11条第1項又は前条第1項の規定による調査に必要な限度において、事業者に対して報告を求め、又はその職員に事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係人に質問させることができる。

2 市長は、第11条第1項の調査を行うため、必要最小限度の数量の商品又は事業者がサービスを提供するために使用する物もしくはサービスに関する資料(以下「資料等」という。)の提出を求めることができる。

3 第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査および質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導および勧告)

第21条 市長は、前条第1項の規定による立入調査の結果、事業者が第10条第1項および第18条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該違反をしている事項を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

(公表)

第22条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。ただし、当該事業者に正当な理由がある場合はこの限りでない。

(1) 第11条第2項の規定による立証をせず、又は虚偽の資料もしくは方法によりこれをしたとき。

(2) 第20条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたとき。

(3) 第20条第2項の規定による商品又は資料等の提出を拒んだとき。

(4) 前条の規定による勧告に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、秋田市消費生活審議会に諮るものとする。

(意見の聴取)

第23条 市長は、前条第1項の規定による公表をしようとする場合においては、当該事業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第6章 生活関連商品等の安定供給の確保

(生活関連商品等の調査)

第24条 市長は、日常生活と関連性の高い商品等(以下「生活関連商品等」という。)のうち必要と認めるものについて、価格の動向、需給および流通の状況その他必要な事項の調査を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(生活関連商品等に関する情報提供)

第25条 市長は、前条第1項の規定による調査で得た情報およびこれに関連した情報を消費者に提供するものとする。

(安定供給の確保)

第26条 市長は、生活関連商品等の供給が著しく不足し、もしくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、事業者に対する当該生活関連商品等の供給の要請等その安定供給の確保に必要な措置を講じなければならない。

第7章 相談および苦情の処理ならびに訴訟援助

(相談および苦情の処理等)

第27条 市長は、消費者又は消費者からの苦情に係る事業者(以下「消費者等」という。)から相談又は苦情の申出があったときは、その内容を調査し、適切かつ迅速に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該相談又は苦情に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることがある。

3 市長は、安全で快適な消費生活の実現に資するため必要があると認めるときは、消費者等からの相談又は苦情に関する情報を消費者又は事業者に提供するものとする。

4 市長は、消費者等からの相談又は苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(あっせん又は調停)

第28条 市長は、消費者等からの苦情に係る紛争の解決が困難であると認めるときは、当該紛争の解決を図るため、秋田市消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 市長は、紛争の解決を秋田市消費生活審議会に付託したときはその概要を、当該紛争が解決したとき又は解決の見込みがないと認めるときは審議の経過および結果を明らかにすることができる。

(訴訟援助)

第29条 市長は、次に掲げる訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に規定する和解および民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停を含む。以下同じ。)で規則で定めるものについては、当該訴訟を提起する消費者又は提起された消費者に対し、規則で定めるところにより、これに要する費用に相当する金額の範囲内における資金の貸付け、訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

(1) 消費者が事業者を相手として提起する訴訟

(2) 消費者が事業者に提起された訴訟

2 市長は、前項の規定による訴訟援助をしようとするときは、あらかじめ、秋田市消費生活審議会に諮るものとする。

(貸付金の返還)

第30条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに当該資金を市に返還しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該資金の全部もしくは一部の返還を免除し、又は当該資金の全部もしくは一部の返還を猶予することができる。

第8章 情報の収集および提供

(情報の収集および提供)

第31条 市長は、消費生活に関する情報の収集および消費者への情報の提供に努めるものとする。

2 市長は、市民が安全で快適な消費生活の推進に熱意と識見を有する者のうちから、秋田市消費生活推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。

3 推進員の任期は2年とし、1回に限り再任ができる。

4 推進員は、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費生活に関する知識の普及、啓発等の市が実施する施策への協力その他の活動を行う。

第9章 秋田市消費生活審議会

(設置および所掌事務)

第32条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、ならびに第28条の規定によるあっせんおよび調停を行うため、秋田市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 第18条の規定による不適正な取引行為の指定に関すること。

(2) 第22条の規定による公表に関すること。

(3) 第29条の規定による訴訟援助に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、消費生活に関する重要事項に関すること。

2審議会は、消費生活に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織および委員の任期)

第33条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(専門委員)

第34条 審議会に、消費生活に関する専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第10章 雜則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

山形県消費生活条例

自治体

山形県

見出し

第7編：県民

第6章：消費生活

例規番号

平成18年3月22日 山形県条例第17号

制定日

平成18年3月22日

統一条例コード

060003-87239478

分類

条例

例規集更新日

令和3年5月25日

収集日

令和3年7月19日

○山形県消費生活条例

平成18年3月22日山形県条例第17号

山形県消費生活条例をここに公布する。

山形県消費生活条例

山形県消費者保護条例（昭和51年7月県条例第42号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 消費生活の確保

第1節 危害の防止（第9条—第11条）

第2節 不当な取引行為の防止（第12条—第15条）

第3節 表示の適正化等（第16条—第23条）

第3章 生活関連物資の供給の確保等（第24条—第26条）

第4章 啓発活動及び消費者教育の推進等（第27条—第29条）

第5章 消費者被害の救済（第30条—第33条）

第6章 知事に対する申出（第34条）

第7章 立入調査等（第35条—第37条）

第8章 山形県消費生活審議会（第38条—第45条）

第9章 消費生活センターの組織及び運営等（第46条—第50条）

第10章 雜則（第51条—第54条）

附則

経済社会の発展により、県民の消費生活は著しく高度化し、かつ、多様化した。多種多様な商品及び役務が市場に登場したことにより、消費生活に利便さ及び快適さがもたらされた一方で、消費者がその品質、性能、安全性、取引条件等について十分認識した上で選択を適正に行なうことが難しくなった。そのため消費者の安全及び利益を害する問題が発生してきている。

加えて、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の構造的な格差から、消費者が直面する問題は、消費者の保護を基本とした従来の枠組みだけでは解決が困難になってきている。

県は、消費者と事業者とは本来対等の立場に立つべきものであるとの視点から、これらの問題の解決に向けて、事業活動の適正化を推進し、かつ、消費者の自立を支援する総合的な施策を充実させるべく努めるものである。

また、消費生活が地球環境に大きな影響を与えていていることから、我々一人一人の行動様式が問われるようになってきている。県、事業者及び消費者は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現に努めるよう求められている。

このような認識の下に、消費者の権利を尊重し、県民の消費生活の一層の安定及び向上を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項、県の実施する施策等について定め、その推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 前条の目的を達成するに当たっては、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、国、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費

者団体の相互の信頼及び協調をもとに、消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務（以下「商品等」という。）について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
- (4) 消費者に対し必要な教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が県の実施する施策に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- (7) 事業者に不当な取引行為を行わせないこと。
- (8) 消費者の利益を確保するため、消費者団体を組織し、行動すること。

（県の責務）

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の基本理念にのっとり、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）を推進する責務を有する。

2 県は、消費者施策を推進するに当たっては、消費者の意見を反映させるものとする。

3 県は、消費者施策を推進するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するものとする。

（消費者基本計画）

第4条 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 消費者施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、山形県消費生活審議会に諮問するとともに、県民の意見を聽かなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを明らかにするものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、第2条の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の権利を尊重し、及び法令を遵守した事業活動を行うこと。

- (2) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

- (3) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

- (4) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

- (5) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

- (6) 消費者の個人情報を適正に取り扱うこと。

- (7) 県が推進する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等に関し環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

（事業者団体の責務）

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、前条第2項に規定する基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、県が推進する消費者施策に協力しなければならない。

（消費者の役割）

第7条 消費者は、消費者の権利を自覚し、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

（消費者団体の役割）

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、安全かつ公正な取引を確保するための市場の監視、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第2章 消費生活の安全の確保

第1節 危害の防止

（危害商品等の供給禁止）

第9条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある欠陥のある商品等（以下「危害商品等」という。）を供給してはならない。

（危害商品等の調査等）

第10条 知事は、事業者が供給する商品等について、危害商品等の疑いがあると認めるときは、当該商品等の安全性について必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、資料の提出その他の方法により、当該商品等が安全であることの立証をすべきことを求めることができる。

（危害商品等の緊急情報提供）

第11条 知事は、危害商品等により、消費者の生命、身体又は財産について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに当該危害商品等の名称、これを供給する事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他必要な情報を提供するものとする。

第2節 不当な取引行為の防止

（不当な取引行為の指定）

第12条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為を不当な取引行為として指定することができる。

- (1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を提供せず、若しくは誤認を招く情報を提供し、若しくは消費者を執ように説得し、若しくは心理的に不安な状況に陥れる等の方法を用いて、又は消費者が取引しない旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させる行為
 - (2) 取引における信義誠実の原則に反して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
 - (3) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約（その成立又は内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせ、又は履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
 - (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又はそれらが有効に行われたにもかかわらず、それらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
 - (5) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与又は保証の受託をする契約について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で当該契約に基づく債務の履行を迫り、若しくは履行をさせる行為
- 2 知事は、前項の規定により不当な取引行為を指定しようとするときは、山形県消費生活審議会に諮問しなければならない。
 - 3 知事は、第1項の規定により不当な取引行為を指定したときは、その内容を告示しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、第1項の規定により指定した不当な取引行為（以下「不当な取引行為」という。）の内容を変更し、又は当該指定を取り消す場合について準用する。

（不当な取引行為の禁止）

第13条 事業者は、不当な取引行為を行ってはならない。

（不当な取引行為の調査等）

第14条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、当該取引行為の仕組み、実態等について必要な調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の調査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該取引行為の正当性を示す資料その他の資料の提出又は説明を求めることができる。

（不当な取引行為の緊急情報提供）

第15条 知事は、不当な取引行為により、消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該不当な取引行為の内容、当該不当な取引行為を行つ

ている事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他必要な情報を提供するものとする。

第3節 表示の適正化等

(表示の適正化)

第16条 事業者は、消費者が商品等を購入し、又は利用しようとする際に容易に選択ができる、かつ、適正に使用若しくは利用又は廃棄することができるようするため、その供給する商品等の品目、使用方法その他の必要な事項を正しく、かつ、分かりやすく表示するよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第17条 事業者（広告代理事業及び広告事業を行う者を含む。）は、商品等に関する広告について、消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品等を適切に選択するために必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めなければならない。

(容器及び包装の適正化)

第18条 事業者は、その供給する商品について、消費者がその内容、量目等を誤認することができないようにするため、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第19条 事業者は、その供給する商品等について、消費者が不利益を被ることがないよう、適正に計量しなければならない。

(規格の適正化)

第20条 事業者は、商品の品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、その供給する商品等について適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(自主基準等の設定)

第21条 事業者及び事業者団体は、消費者の信頼を確保するため、第16条から第19条までに規定する事項その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な事項に関する基準（以下「基準等」という。）を自主的に定めるよう努めなければならない。

2 知事は、事業者及び事業者団体に対し、必要に応じて、基準等の設定及び遵守について指導するものとする。

(県の基準等の設定等)

第22条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、必要があると認めるときは、山形県消費生活審議会に諮問し、事業者が供給する商品等について、基準等を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により基準等を定めた場合は、その内容その他必要な事項を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、基準等を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(県の基準等の遵守義務)

第23条 事業者は、その供給する商品等について前条第1項の基準等が定められた場合には、これを遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が前条第1項の基準等を遵守していない疑いがあると認めるときは、その実態その他必要な事項を調査するものとする。

第3章 生活関連物資の供給の確保等

(情報の収集及び調査)

第24条 知事は、県民の消費生活と関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集及び調査を行うよう努めるものとする。

(供給等の協力要請)

第25条 知事は、生活関連物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るために必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の供給の確保、あっせん等について協力を要請するものとする。

(特定物資の指定、調査等)

第26条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め若しくは売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定した特定物資について、価格の上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を調査するものとする。

3 知事は、第1項に規定する事態が消滅したと認める場合は、同項の規定による指定を解除するものとする。

4 知事は、第1項の規定により特定物資を指定したときは、これを告示しなければならない。解除したときも、同様とする。

第4章 啓発活動及び消費者教育の推進等

(啓発活動の推進)

第27条 県は、消費者がその消費生活に関して自主的かつ合理的に行動することができるようするため、商品等及びその取引の方法に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を行うものとする。

(消費者教育の推進)

第28条 県は、消費者の自立を支援するため、市町村、教育機関、事業者団体、消費者団体その他の関係機関と連携し、学校、地域、家庭、職域等における消費生活、生活設計等に関する教育（以下「消費者教育」という。）の実施、消費者教育を行う指導者の育成、学習会等への講師の派遣及び派遣のあっせん等の施策を講ずるものとする。

(消費者団体の健全な活動の促進)

第29条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の自主性を尊重しつつ、その健全な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第5章 消費者被害の救済

(相談及び苦情の処理)

第30条 知事は、事業者が供給する商品又は役務に関する消費者からの相談又は苦情の申出（以下「消費者苦情等」という。）について、市町村と連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とするものの処理を行うとともに

に、市町村が行う消費者苦情等の処理に対して、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。

- 2 知事は、消費者苦情等があったときは、速やかに、その内容について調査等を行い、必要があると認めるときは、期間を定めて、関係者に資料の提出又は説明を求めること等により、当該消費者苦情等を適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。
- 3 知事は、国、他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力して消費者苦情等の処理を行うものとする。

（あっせん又は調停）

第31条 知事は、消費者からの苦情で、その処理が著しく困難であると認めるものについては、山形県消費生活審議会のあっせん又は調停に付することができる。

- 2 山形県消費生活審議会は、前項のあっせん又は調停のために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該あっせん又は調停に係る関係者に対し、必要な資料の提出若しくは説明を求め、又は山形県消費生活審議会への出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第1項の規定により消費者からの苦情の処理を山形県消費生活審議会に付託したときは、必要に応じて、その処理の結果を明らかにするものとする。

（訴訟費用等の援助）

第32条 知事は、商品又は役務によって被害を受けた消費者が、事業者を相手に訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。以下同じ。）を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当するときは、山形県消費生活審議会の意見を聴き、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、訴訟に要する経費の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- （1）同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある商品又は役務に係ることであること。
- （2）1人当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。
- （3）前条第1項の規定による調停によって解決されなかった消費者からの苦情に係るものであること。

（貸付金の返還等）

第33条 前条の規定により訴訟に要する経費の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第6章 知事に対する申出

（知事に対する申出）

第34条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置が講じられていないことにより、第2条に規定する消費者の権

利が害され、又は害されるおそれがあるときは、知事に対し、その旨を書面により申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申出に係る処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。
- 4 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を明らかにするものとする。

第7章 立入調査等

(立入調査等)

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期間を定めて、文書若しくは口頭による説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第36条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、当該各号に定める措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 第9条の規定に違反しているとき。 危害商品等の供給の中止、回収その他必要な措置
 - (2) 第13条の規定に違反しているとき。 不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置
 - (3) 第23条第1項の規定に違反しているとき。 第22条第1項の基準等の遵守その他必要な措置
 - (4) 第26条第2項の規定による調査の結果、事業者が買占め又は売惜しみにより、特定物資を多量に保有していたとき。 特定物資の適正な価格での供給その他必要な措置
- 2 前項の規定による勧告は、当該行為を既に行っていない場合においても、することができる。
 - 3 知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた事業者に対し、その勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告をさせることができる。

(公表)

第37条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその行為の内容を公表することができる。

- (1) 第10条第2項の規定による立証の要求に応じず、若しくは立証できず、定められた期間内に立証せず、又は虚偽の資料を提出したとき。
- (2) 第14条第2項の規定による資料の提出若しくは説明を拒み、定められた期間内に提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。
- (3) 第31条第2項の規定による資料の提出若しくは説明を拒み、定められた期間内に提出若しくは説明をせず、若しくは虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき、又は山形県消費生活審議会への出席若しくは説明を拒み、若しくは関係者の出席を妨げ、若しくは山形県消費生活審議会で虚偽の説明をしたとき。
- (4) 第35条第1項の規定による説明若しくは資料の提出を拒み、定められた期間内に説明若しくは提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (5) 前条第1項の規定による勧告に従わなかったとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えるなければならない。ただし、当該事業者の所在が不明である場合は、この限りでない。

第8章 山形県消費生活審議会

(山形県消費生活審議会の設置)

第38条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る重要な事項を調査審議させるため、山形県消費生活審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要な事項に関し必要があると認める事項を知事に建議することができる。

（組織等）

第39条 審議会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者
- (3) 事業者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第40条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第41条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第42条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第43条 審議会は、会長が指名する委員で組織する被害救済部会その他の部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

3 審議会は、その定めるところにより、第31条第1項に規定するあっせん若しくは調停又は第32条に規定する意見については被害救済部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第44条 審議会の庶務は、防災くらし安心部において処理する。

(会長への委任)

第45条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第9章 消費生活センターの組織及び運営等

(名称及び住所等の公示)

第46条 知事は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センター（法第10条第1項の規定により県が設置するものに限る。以下この章において「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(職員)

第47条 消費生活センターには、消費生活センター所長その他の消費生活センターの事務を掌理する者を置くとともに、消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員)

第48条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律

(平成26年法律第71号) 附則第3条の規定により当該試験に合格した者とみなされ

る者を含む。) 又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修の機会の確保)

第49条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第50条 消費生活センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第10章 雜則

(国等への協力要請)

第51条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国、関係地方公共団体等に対して、適當な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(山形県消費生活センター)

第52条 山形県消費生活センターは、国、地方公共団体その他関係機関、消費者団体等と連携し、本県における消費者施策の中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(試験、検査等の体制の整備等)

第53条 知事は、消費者施策の実効性を確保するため、商品の試験、検査等及び役務についての調査研究等を行う体制を整備するとともに、必要に応じて、試験、検査、調査研究等の結果を明らかにするものとする。

(委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた改正前の山形県消費者保護条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項、第7条の3第1項及び第20条第1項の規定による勧告並びに旧条例第21条第1項の規定による立入調査等に係る報告又は公表については、なお従前の例による。

3 旧条例第22条第1項の規定により設置された山形県消費生活審議会(以下「旧審議会」という。)は、改正後の山形県消費生活条例(以下「新条例」という。)第38条第1項に規定する山形県消費生活審議会(以下「新審議会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に新条例第39条第2項の規定により新審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。

5 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に新条例第40条第1項の規定により新審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附 則 (平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

山形市消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

山形県 山形市

見出し

第9編：市民生活
第4章：消費生活

例規番号

平成17年12月16日 条例第56号

制定日

平成17年12月16日

統一条例コード

062014-47543735

分類

条例

例規集更新日

令和3年6月1日

収集日

令和3年7月19日

○山形市消費生活の安定及び向上に関する条例

平成17年12月16日条例第56号

山形市消費生活の安定及び向上に関する条例

山形市消費者保護条例（昭和50年市条例第3号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 消費者の利益の確保

第1節 危害の防止（第7条・第8条）

第2節 事業行為の適正化（第9条—第12条）

第3節 生活必需物資の安定供給の確保（第13条）

- 第4節 調査、勧告、公表等（第14条—第19条）
 - 第3章 消費者被害の救済（第20条・第21条）
 - 第4章 消費者の自立の支援と参加の促進（第22条—第25条）
 - 第5章 消費生活審議会（第26条・第27条）
 - 第6章 雜則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念及び必要な基本的事項を定めることにより、消費者を保護し、その自立を支援するための施策（以下「消費者施策」という。）を総合的に推進し、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者施策の推進は、市長、事業者及び消費者が相互に連携し、それぞれの責務と役割を果たすことにより、他の法令に基づく消費者の権利を擁護するほか、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本として行われなければならない。（1）消費生活において生命、身体及び財産の安全が確保される権利

- （2）商品及びサービスについて自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- （3）消費生活を営むうえで必要な情報が適切かつ速やかに提供される権利
- （4）自立した消費生活を営むために必要な教育の機会が提供される権利
- （5）事業者の不当な事業活動によって生じた被害から適切かつ速やかに救済される権利
- （6）消費者施策に意見が反映される権利

2 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

3 消費者施策の推進は、消費生活における環境への負荷に配慮して行われなければならない。

（市長の責務）

第3条 市長は、社会的、経済的状況に応じた消費者施策を策定し、実施しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、第2条第1項各号に規定する消費者の権利（以下「消費者の権利」という。）を尊重しなければならない。

2 事業者は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）その他の消費生活に関する法令を遵守するとともに、市長が実施する消費者施策に協力しなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うにあたっては、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

（消費者の役割）

第5条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利の確立に努めなければならない。

2 消費者は、消費生活を営むにあたっては、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第6条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活に関する健全かつ自主的な活動を行い、消費者の権利の確立に努めるものとする。

第2章 消費者の利益の確保

第1節 危害の防止

(欠陥商品等の提供の禁止)

第7条 事業者は、消費者の生命、身体若しくは財産に危害若しくは損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又はサービス（以下この条において「欠陥商品等」という。）を提供してはならない。

2 事業者は、消費者に欠陥商品等を提供したことが明らかになったときは、直ちにその旨を公表するとともに、その欠陥商品等の回収、改善その他消費者の安全の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(消費者被害の未然防止に係る情報の提供)

第8条 市長は、この条例の規定に違反し、若しくは違反する疑いのある事業行為により消費者に被害が生じ、又は被害の拡大が予想されるものについて、被害を防止するためには必要があると認められるときは、被害の概要その他必要な情報を速やかに消費者に提供するものとする。

2 市長は、前項の場合において、広範にわたる消費者に甚大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあり、緊急な対応を要すると認められるときは、事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地（以下「事業者の氏名等」という。）その他の当該被害の発生又は拡大を防止するために必要な情報を消費者に公表することができる。

第2節 事業行為の適正化

(広告その他の表示の適正化)

第9条 事業者は、商品又はサービス（以下「商品等」という。）について、消費者がその購入等に際し、誤って選択し、使用することなどにより、消費者の利益が損なわれることがないようにするために、商品等の内容、品質、用途その他必要な事項を適正に表示するよう努めなければならない。

2 事業者は、商品等について、虚偽又は誇大な広告により、消費者を誤認させることのないよう、適正な広告に努めなければならない。

(計量の適正化)

第10条 事業者は、商品等の提供にあたっては、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

(包装の適正化)

第11条 事業者は、包装（消費者が直接手にしたときの商品の包装をいい、容器を用いた包装を含む。）について、消費者に内容を誇示し、廃棄物の量を増大させるなど、必要以上の過大な包装をしてはならない。

（不適正な取引行為の禁止）

第12条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する不適正な取引行為で規則で定めるものを行ってはならない。

- (1) 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤認を招く情報を提供し、消費者を執拗に説得し、若しくは心理的に不安な状態に陥れる等の方法を用いて、又は消費者が取引をしない旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 取引における信義誠実の原則に反して、消費者に不利益をもたらすこととなる内容又は条件の契約を締結させる行為
- (3) 消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を求め、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、遅延させ、若しくは事前の通知なく中止し、又は正当な理由がなく取引条件を一方的に変更する行為
- (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは契約の取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に拒否し、契約の成立若しくは契約の存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除、契約の取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- (5) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件若しくは原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明らかであるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

第3節 生活必需物資の安定供給の確保

（生活必需物資の安定供給の確保）

第13条 事業者は、災害時等において、市民生活に直接影響のある物資（以下「生活必需物資」という。）の円滑な流通を妨げ、又は生活必需物資を著しく不当な価格で販売する行為を行ってはならない。

- 2 市長は、生活必需物資の円滑な供給を確保するために必要があると認めるときは、生活必需物資の価格及び需給に関する情報を収集し、消費者に対し、その情報を提供するものとする。
- 3 市長は、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該生活必需物資を提供する事業者に対し、売渡しその他の必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 4 事業者は、前項の規定による要請があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

第4節 調査、勧告、公表等

(実態調査及び指導)

第14条 市長は、事業者が第7条第1項、第12条又は前条第1項の規定に違反しているおそれがあると認められるときは、直ちにその実態を調査するとともに、当該行為の改善を指導することができる。

- 2 市長は、前項の場合において、その違反に係る行為により消費者に被害が及ぶおそれがあると認められるときは、必要な限度において、その指定する職員に、事業者の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出要請)

第15条 市長は、前条第1項に規定する調査又は第21条に規定する苦情処理のために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、関係資料の提出について協力を求めることができる。

(立証要求)

第16条 市長は、事業者が第7条第1項の規定に違反する疑いがある場合において、第14条第1項又は第2項に規定する調査によってはその疑いを解消することが困難であると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出その他の方法により、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害又は損害を及ぼすものでないことの立証を求めることができる。

(勧告)

第17条 市長は、事業者が第7条第1項、第12条又は第13条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為の是正について勧告するものとする。

(関係行政機関等への要請)

第18条 市長は、事業者が前条の規定による勧告に従わないときは、関係行政機関等の長に対し、必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

(公表)

第19条 市長は、事業者が正当な理由がなく第14条第2項の規定による立入調査、第15条の規定による資料の提出要請又は第16条の規定による立証要求に応じないとときは、当該事業者の氏名等及び応じないと旨の内容を公表することができる。

- 2 市長は、第17条の規定による勧告に従わない事業者があるときは、当該事業者の氏名等並びに当該勧告に係る調査の経過及び内容等を公表することができる。
- 3 市長は、第8条第2項又は前2項の規定により事業者の氏名等を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者にその旨を通知し、事前に意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、緊急な対応を要する場合又は当該事業者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

第3章 消費者被害の救済

(事業者が行う苦情の処理)

第20条 事業者は、自ら又は共同で苦情処理体制を整備拡充し、消費者からの苦情を適切かつ速やかに処理するよう努めなければならない。

(市長が行う苦情の処理)

第21条 市長は、消費者から商品等に係る苦情及び消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情があったときは、速やかに処理するよう努めなければならない。

第4章 消費者の自立の支援と参加の促進

(情報の収集及び提供)

第22条 市長は、消費者が健全な消費生活を営むために必要な情報を収集し、消費者に提供するものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第23条 市長は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者教育の充実等の施策を講ずるものとする。

(消費者団体の育成及び支援)

第24条 市長は、消費者団体の育成に努めるとともに、消費者団体が行う消費生活に係る事業について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(消費者の意見の反映)

第25条 市長は、広く消費者の意見等を把握し、消費者施策にその意見等を反映させよう努めなければならない。

第5章 消費生活審議会

(設置等)

第26条 消費者施策に関する重要事項について調査審議を行うため、この市に山形市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の調査審議を行うほか、消費者行政について審議を行い、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、第19条に規定する公表に関する事項（以下この条において「公表に関する事項」という。）について調査審議を行うために必要と認めるときは、関係人その他当該調査審議のために必要な者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 公表に関する事項について調査審議を行う場合における審議会の会議は、非公開とする。

(組織等)

第27条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 消費者

(3) 事業者

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6章 雜則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山形市消費者保護条例（以下「旧条例」という。）第22条第3項の規定により委嘱された山形市消費者保護会議の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の山形市消費生活の安定及び向上に関する条例（以下「新条例」という。）第27条第2項の規定により山形市消費生活審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなす委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為で新条例中これに相当する規定があるものは、当該相当する規定によりしたものとみなす。

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

自治体

福島県

見出し

第1編：総規
第1章：総務

第18節：消費生活

例規番号

昭和52年8月1日 福島県条例第39号

制定日

昭和52年8月1日

統一条例コード

070009-56523100

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月18日

○福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和五十二年八月一日

福島県条例第三十九号

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 安全の確保及び取引等の適正化(第七条—第十五条)

第三章 生活関連物資の確保(第十六条—第二十条)

第四章 消費者苦情の処理及び訴訟資金の貸付け(第二十一条—第二十五条)

第五章 消費者啓発、消費者の申出等(第二十六条—第二十九条)

第六章 消費生活審議会(第三十条—第三十四条)

第七章 雜則(第三十五条—第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、並びに県及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割等を明らかにするとともに、県が実施する施策についての基本的事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(平一一条例五五・平一六条例五六・一部改正)

(定義)

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 商品 契約の目的となる物品をいう。

二 役務 契約の目的となるもののうち、商品以外のものをいう。

三 事業者 法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

四 事業者団体 事業者の共通の利益の増進を図ることを目的又は目的の一部として事業者により組織された団体をいう。

五 消費者 事業者と契約してその供給する商品若しくは役務(以下「商品等」という。)を使用し、若しくは利用する個人又は事業者と契約して商品を提供する個人であつて、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除いた者をいう。

六 消費者団体 消費者の権利又は利益の擁護又は増進を目的又は目的の一部として消費者により組織された団体をいう。

(平一六条例五六・追加、平二五条例五五・一部改正)

(基本理念)

第二条 消費生活を安定させ、及び向上させるに当たつては、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することを中心とした消費者の自立が支援されるよう、次に掲げる消費者の権利の確立が基本とされなければならない。

一 消費者の安全が確保されること。

二 消費生活を営むために必要な情報を速やかに提供されること。

三 消費生活において、商品等について適正な表示により選択すること。

四 消費生活において、不当な取引行為により害を受けないこと。

五 消費生活において、商品等により不当に被つた被害から迅速かつ適正に救済されること。

六 消費者の意見が事業者の事業活動及び県の施策に十分反映されること。

七 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受けること。

八 消費者の健全かつ自主的な組織活動を通じて消費者の利益を確保するため、消費者団体を組織し、行動すること。

2 消費生活を安定させ、及び向上させるに当たつては、消費者の安全確保等に関する事業者による適正な事業活動が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費生活を安定させ、及び向上させるに当たつては、環境への負荷(人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。以下同じ。)の低減その他の環境の保全が配慮されなければならない。

(平一六条例五六・全改)

(県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して県民の消費生活の安定及び向上を図る総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たつては、消費者の意見を把握し、それを反映させるよう努めるものとする。

3 県は、第一項の規定による施策の策定及び実施に当たつては、環境への負荷の低減その他の環境の保全について配慮するものとする。

(平一一条例五五・平一六条例五六・一部改正)

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、消費者の安全、消費者との取引における公正の確保その他必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、県の消費生活の安定及び向上を図る施策の実施に協力しなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、その供給又は消費者から購入(以下「供給等」という。)をする商品等について、品質その他の内容の向上、消費者からの苦情(以下「消費者苦情」という。)の適切な処理及び消費者の意見の反映に努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、その供給等をする商品等及び当該商品等の取引に関する適正な情報を消費者に積極的に提供するよう努めなければならない。

5 事業者は、その供給等をする商品等の取引に当たつては、当該取引の内容について消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして消費者の理解が得られるよう配慮するとともに、消費者の権利義務その他の契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものとなるよう努めなければならない。

6 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、その供給等をする商品等に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

7 事業者は、前各項に規定する責務を適切かつ確実に果たすことができるよう、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成その他必要な措置を講ずることにより、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
(平一六条例五六・全改、平二五条例五五・一部改正)
(事業者団体の役割)

第四条の二 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理の体制の整備、前条第七項に規定する基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。
(平一六条例五六・追加)
(消費者の役割)

第五条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、必要に応じて県の施策及び事業者の事業活動に対して意見を述べることにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たつては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するよう努めるものとする。
(平一六条例五六・全改)
(消費者団体の役割)

第五条の二 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(平一六条例五六・追加)
(消費者基本計画)

第六条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活の安定及び向上に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。

2 消費者基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 消費者施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項
3 知事は、消費者基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、消費生活審議会の意見を聴かなければならない。
4 知事は、消費者基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(令三条例一二・全改)

第二章 安全の確保及び取引等の適正化

(平一六条例五六・改称)

(事業者の危害防止義務)

第六条 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等の供給を未然に防止するため、品質の改善、検査体制の整備等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業者が講ずべき措置について、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平一六条例五六・一部改正)

第二章 安全の確保及び取引等の適正化

(令三条例一二・章名追加)

(事業者の危害防止義務)

第七条 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等の供給を未然に防止するため、品質の改善、検査体制の整備等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業者が講ずべき措置について、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(令三条例一二・全改)

第七条 削除

(平一六条例五六)

(危害防止措置の勧告)

第八条 知事は、事業者が供給する商品等が消費者の安全を害すると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収等危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかつた場合は、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平一六条例五六・一部改正)

(立入調査等)

第九条 知事は、第七条第二項の指導若しくは助言又は前条第一項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 知事は、事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、若しくは妨げ、若しくは同項の規定による質問に対し 答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合は、その旨を公表することができる。

5 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(平一六条例五六・令三条例一二・一部改正)

(緊急安全確保措置)

第九条の二 知事は、事業者が供給等をする商品等が消費者の安全を相当程度に害し、又は害するおそれがあると認められる場合において、消費者の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、消費者に対し、速やかに、当該危害の内容、当該商品等の名称、当該商品等を供給等をする事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を提供することができる。

(平一六条例五六・追加、平二五条例五五・一部改正)

(取引等の適正化)

第十条 事業者は、次に掲げる事項につき、その推進に努めなければならない。

一 商品等について、品質その他の内容を改善し、及び向上させること。

二 供給した商品について補修等のアフターサービスを適正に行うこと。

三 商品について計量を適正に行うこと。

四 商品について過大又は過剰な容器の使用及び包装をしないこと。

五 商品等について、品質その他の内容及び価格その他の取引条件について適正に表示すること。

六 商品等について宣伝及び広告を適正に行うこと。

七 消費者の知識、能力又は経験の不足に乗ずる取引方法により、商品等の供給等を行わないこと。

(平二五条例五五・一部改正)

(自主基準の設定)

第十二条 事業者団体は、前条各号に掲げる事項に関し法令に違反しない限り、守るべき必要な基準を自主的に定めるよう努めなければならない。

2 事業者団体は、前項の規定による基準を定めるに当たつては、消費者の意見が十分に反映するよう努めなければならない。

3 知事は、事業者団体が第一項の規定により定めることとなる基準について、当該事業者団体に対し、意見を述べ、又は助言することができる。

4 事業者団体は、第一項の規定による基準を定めたときは、知事に届け出なければならない。その内容を変更し、又は廃止したときも同様とする。

5 第一項から前項までの規定は、別に定める事業者について準用する。

(平一六条例五六・一部改正)

(県基準の設定)

第十二条 知事は、特に必要があると認めるときは、消費生活審議会の意見を聴いて、法令に違反しない限り第十二条各号に掲げる事項について、事業者が守るべき基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により基準を定めたときは、別に定めるところにより告示するものとする。その内容を変更し、又は廃止したときも同様とする。

(令三条例一二・一部改正)
(県基準遵守の勧告)

第十三条 知事は、事業者が前条第一項の規定により定められた基準を守つていないと認めるときは、当該事業者に対し、基準を守るよう勧告することができる。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(平一六条例五六・一部改正)

(不当な取引行為の禁止)

第十三条の二 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行つてはならない。

一 消費者に対し商品等の売買又は提供に係る契約(以下「商品売買契約等」という。)の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する行為

二 消費者との商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、口頭によると文書によるとを問わず、消費者が当該商品売買契約等に関する事項を正確に認識することを妨げるおそれがある行為

三 消費者との商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して、契約を締結させようとして消費者に害を加え、消費者を威迫し、又は消費者を困惑させる等消費者の自由な意思形成を妨げるおそれがある行為

四 消費者に不当に不利益となる内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為五 消費者との商品売買契約等に関し、消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等により、商品売買契約等(当該契約の成立、存続又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為

六 消費者との商品売買契約等に関し、法令の規定若しくは契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を拒否し、又は正当な理由なく遅延させる行為

七 消費者との商品売買契約等に関し、法律上認められた消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為

八 商品等を販売若しくは提供する事業者からの商品等の購入若しくは提供を受けることを条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することを知つていた、又は知り得べきであったにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

(平一六条例五六・追加)

(不当な取引行為の是正勧告)

第十三条の三 知事は、事業者が不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告することができる。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(平一六条例五六・追加)
(立入調査等)

第十三条の四 知事は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるとき又は第十三条第一項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(平一六条例五六・追加)
(緊急被害防止措置)

第十三条の五 知事は、事業者が行う不当な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合において、当該不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該不当な取引行為の内容、これを行う事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を提供するものとする。

(平一六条例五六・追加)
(認証制度等の実施)

第十四条 知事は、事業者が第十条各号に掲げる事項につき、その推進を図るため、自主的かつ積極的にその事業活動を行うよう、別に定めるところにより認証制度を設ける等必要な施策を講ずるものとする。

(商品試験等の実施)

第十五条 知事は、消費生活に関する施策の実効を確保するため、商品等の試験、検査、調査等の体制を整備するとともに、必要に応じて試験、検査、調査等の結果を県民に周知させる等必要な施策の実施に努めるものとする。

第三章 生活関連物資の確保

(価格動向等の調査)

第十六条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い物資(以下「生活関連物資」という。)について、必要に応じてその価格の動向、需給の状況及び流通の実態について調査するものとする。

(供給の確保等の協力の要請)

第十七条 知事は、生活関連物資の円滑な供給を確保するために必要があると認めるときは、当該生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者に対して、当該生活関連物資の供給の確保、供給のあつせんその他必要な協力を求めるものとする。

(平二五条例五五・一部改正)
(特定物資の指定)

第十八条 知事は、法令に特別の定めがあるもののほか、生活関連物資の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活関連物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、当該生活関連物資を特定生活関連物資(以下「特定物資」という。)として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、当該指定を解除するものとする。

(売渡しの指示又は勧告)

第十九条 知事は、特定物資の生産、輸入又は販売を行う事業者が買占め又は売惜しみにより当該特定物資を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、売渡すべき期限及び数量並びに売渡し先を定めて適正な価格で売渡しをすべきことを指示することができる。

2 知事は、前項の規定による指示を受けた事業者がその指示に従わなかつたときは、消費生活審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し売渡しをすべきことを勧告することができる。

3 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(平一六条例五六・令三条例一二・一部改正)

(立入調査等)

第二十条 知事は、前条第一項の規定により指示又は同条第二項の規定により勧告を行うため必要があると認めるときは、特定物資の生産、輸入若しくは販売を行う事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、前項の規定により特定物資に関し、立入調査又は質問をさせた場合において、特に必要があると認めるときは、その職員に、当該特定物資を保管していると認められる事業者の倉庫その他の場所に立ち入り、当該特定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第九条第二項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(平一六条例五六・一部改正)

第四章 消費者苦情の処理及び訴訟資金の貸付け

(事業者等による消費者苦情の処理)

第二十一条 事業者及び事業者団体は、消費者から消費者苦情の申出があつたときは、迅速かつ適切に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めるものとする。

2 知事は、前項の体制の整備について、事業者又は事業者団体に対し、意見を述べ、又は助言することができる。

(平一六条例五六・一部改正)

(知事による消費者苦情の処理)

第二十二条 知事は、県民の消費生活に関する相談に応ずる体制の整備に努めるものとする。

2 知事は、消費者から消費者苦情の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、その解決を図るため、あつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、前項の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 知事は、前項の事業者その他の関係者が説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した場合は、消費生活審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。

5 知事は、第二項の規定による消費者苦情の申出があつた場合において、当該消費者苦情が県民の消費生活に影響を及ぼすものと認めるときは、消費者に対して、当該消費者苦情に係る商品等に関する情報を展示その他の方法により提供するものとする。

(平一六条例五六・一部改正)

(消費生活審議会による消費者苦情の処理)

第二十三条 知事は、前条第二項の規定による消費者苦情が同項の規定による措置によつては解決が困難であると認める場合は、その解決を図るため、別に定めるところにより当該消費者苦情を消費生活審議会のあつせん又は調停に付すことができる。

2 消費生活審議会は、あつせん又は調停を行うため必要があると認めるときは、当該あつせん又は調停に付された消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定により消費生活審議会のあつせん又は調停に付した消費者苦情のうち特に必要があると認めるものについて、消費生活審議会におけるあつせん又は調停の経過及び結果を公表するものとする。

(平七条例一七・平八条例九・平一六条例五六・一部改正)

(訴訟資金の貸付け)

第二十四条 知事は、事業者が供給等をする商品等によって被害を受けた消費者が当該被害に係る事業者を相手とする訴訟(民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百七十五第一項の和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。以下「消費者訴訟」という。)を提起する場合において、当該消費者訴訟が次の各号に掲げる要件の全てを満たすときは、当該消費者に対し、消費生活審議会の意見を聴いて、別に定めるところにより当該消費者訴訟に要する費用に充てる資金(以下「訴訟資金」という。)を貸し付けることができる。

一 消費生活審議会のあつせん又は調停によつても解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。

二 一人当たりの被害額が別に定める額以下の被害に係るものであること。

三 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。

四 その他別に定める要件に該当すること。

(平八条例九・平一〇条例一四・平一六条例五六・平二五条例五五・一部改正)

(貸付金の返還等)

第二十五条 前条の規定により訴訟資金の貸付けを受けた者は、当該消費者訴訟が終了したときは、別に定めるところにより貸付金を返還しなければならない。
2 知事は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第五章 消費者啓発、消費者の申出等

(消費者の啓発及び教育の推進)

第二十六条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(平一六条例五六・全改)

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第二十七条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるために必要な施策を講ずるものとする。

(平一六条例五六・全改)

第二十八条 削除

(平一六条例五六)

(消費者の申出)

第二十九条 消費者は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、消費者の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認めるときは、別に定めるところにより知事にその旨を申し出、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の申出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの事業者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 第九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

4 知事は、第一項の申出があつた場合において、必要があると認めるときは、この条例による措置その他適当な措置を講ずるものとする。

(平一六条例五六・一部改正)

第六章 消費生活審議会

(平一六条例五六・改称)

(消費生活審議会の設置)

第三十条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上を図る施策の策定及び実施に関する基本的事項について調査又は審議し、消費者苦情についてあつせん又は調停を行い、並びに訴訟資金の貸付け等について審議するため、知事の附属機関として消費生活審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平一六条例五六・一部改正)
(審議会の組織及び運営)

第三十一条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

一 学識経験者

二 消費者

三 事業者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長一人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を代理する。

第三十二条及び第三十三条 削除

(平一六条例五六)

(規則への委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一六条例五六・一部改正)

第七章 雜則

(国の機関及び他の地方公共団体との相互協力)

第三十五条 知事は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要に応じ、国の機関又は他の地方公共団体に対して、情報の提供、調査の実施その他の必要な協力を求めるものとする。

2 知事は、国の機関又は他の地方公共団体からその実施する消費生活に関する施策について、情報の提供、調査の実施その他の必要な協力を求められたときは、その求めに応じるものとする。

(平一六条例五六・全改)

(国に対する措置の要請等)

第三十六条 知事は、前条第一項に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、又は必要な措置をとるよう求めるものとする。

(平一六条例五六・全改)

(規則への委任)

第三十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第一七号)

この条例は、平成七年七月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第九号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年条例第五五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五六号)

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「及び消費者苦情処理委員会」を削る部分に限る。)、第二十一条から第二十四条までの改正規定、第六章の章名の改正規定並びに第三十二条及び第三十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年条例第五五号)

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第一二号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

いわき市民の消費生活を守る条例

自治体

福島県 いわき市

見出し

第3類：行政一般
第7章：消費生活

例規番号

昭和58年3月23日 いわき市条例第13号

制定日

昭和58年3月23日

統一条例コード

072044-63052215

分類

条例

例規集更新日

令和3年4月1日

収集日

令和3年7月19日

○いわき市民の消費生活を守る条例

昭和58年3月23日いわき市条例第13号

いわき市民の消費生活を守る条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条の4）

第2章 消費者の権利の確立

第1節 危害の防止（第5条—第13条）

第2節 表示の適正化（第14条—第20条）

第3節 包装の適正化（第21条—第24条）

第4節 計量の適正化（第25条）

第5節 宣伝広告の適正化（第26条）

第6節 取引方法等の適正化（第27条—第31条）

第3章 生活関連物資等の販売等の適正化等（第32条—第39条）

第4章 被害の救済（第40条・第41条）

第5章 消費生活安定協定（第42条）

第6章 消費者の啓発等（第43条—第44条）

第7章 消費者の申出（第45条）

第8章 消費生活対策会議（第46条・第47条）

第9章 事業者の弁明（第48条）

第10章 雜則（第49条・第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、市が実施する市民の消費生活を守る施策その他の事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進を図り、もつて市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活に係る商品、権利又は役務（以下「商品等」という。）によつて、生命、身体又は財産が損なわれない権利
 - (2) 商品等について、適正に表示させる権利
 - (3) 商品等について、不当な取引を強制されない権利
 - (4) 消費生活において、事業者の事業活動によつて不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利
 - (5) 消費生活に必要な情報が速やかに提供される権利
 - (6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動するため、消費者教育（消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。）を受ける権利
 - (7) 消費者の意思が市の施策及び事業者の事業活動に適切に反映される権利
- 2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。
 - 3 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の確保等について事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

4 消費者施策の推進は、次に掲げる事項に配慮して行われなければならない。

- (1) 高度情報通信社会の進展への的確な対応
- (2) 消費生活における国際化の進展への的確な対応
- (3) 環境の保全

(市長の責務)

第3条 市長は、市政の運営に当たつては、消費者の権利を確立するよう努めるものとする。

2 市長は、この条例に定める施策の実施に努めるものとする。

3 市長は、市民の参加及び協力の下に、この条例に定める施策を実施するものとする。

4 市長は、この条例に定める施策を実施するため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、関係業界等に対し、適切な措置を講じるよう求めるものとする。

5 市長は、国又は他の地方公共団体から、消費者行政の推進について協力を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たつては、消費者の権利を侵さないようにしなければならない。

2 事業者は、市長が実施するこの条例に定める施策の実施に協力しなければならない。

3 事業者は、事業活動によつて消費者に不当に消費生活上の被害を与えたときは、これを救済するよう努めなければならない。

4 事業者は、消費者からの苦情、相談、意見等を適切に処理するよう努めなければならない。

5 事業者は、消費者との取引を円滑に行うようにするため、商品等に係る知識の習得、接客態度の向上等を図る従業員教育を実施するよう努めなければならない。

6 事業者は、その事業活動を行うに当たつては、その供給する商品等に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

7 事業者は、前各項に規定する責務を適切かつ確実に果たすことができるよう、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準の作成その他必要な措置を講ずることにより消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第4条の2 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、前条第7項の基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、事業者が商品等を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、市長が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第4条の3 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、主体的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、市長が実施するこの条例に定める施策に積極的に参加及び協力するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第4条の4 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

第2章 消費者の権利の確立

第1節 危害の防止

(欠陥商品等の販売等の禁止)

第5条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産を損ない、又は損なうおそれのある商品等(以下この節において「欠陥商品等」という。)を販売し、又は提供してはならない。

(商品等の安全性の確保)

第6条 事業者は、欠陥商品等を販売し、又は提供することのないよう、常に、品質管理の徹底、販売方法の改善、店舗等の衛生管理の徹底その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(欠陥商品等に対する事業者の措置)

第7条 事業者は、その販売し、又は提供する商品等が欠陥商品等であることが明らかになつたときは、法令又は福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和52年福島県条例第39号)(以下「法令等」という。)に別の定めがある場合を除き、直ちに当該商品等の販売又は提供の中止、回収その他必要な措置を講じなければならない。

(指導、勧告及び公表)

第8条 市長は、事業者が前条の規定による措置を講じないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(立入調査等)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者若しくは関係人に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入つて、帳簿、書類、商品等その他必要な事項を調査させ、若しくは事業者若しくは関係人に対し、質問させることができる。

- 2 前項の規定に基づく立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は関係人に提示しなければならない。
- 3 市長は、事業者若しくは関係人が第1項の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問に返答せず、若しくは虚偽の返答をし、又は事業者が同項の規定に基づく調査を拒み、若しくは妨げたときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

（関係行政機関への措置要求）

第10条 市長は、欠陥商品等の是正について必要があると認めるときは、速やかに、国又は他の地方公共団体に対し、調査その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

（危険情報の提供）

第11条 市長は、商品等に重大な欠陥があり、消費者の生命、身体又は財産を守るために緊急の必要があると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、直ちに当該商品等の名称、それを販売し、又は提供する事業者の氏名若しくは名称その他必要な情報を市民に提供するものとする。

（商品等の試験等）

第12条 市長は、商品等によつて消費者の生命、身体又は財産が損なわれるのを防止するため、商品等の試験、検査又は調査（以下この条において「試験等」という。）を実施し、又は関係行政機関等に実施を依頼し、必要に応じ、試験等の結果を公表するとともに、事業者又は関係事業者団体を指導することができる。

- 2 市長は、試験等の実施に当たつて必要があると認めるときは、必要な限度において、事業者に対し、資料の提供を求めることができる。

- 3 事業者は、前項の規定に基づく資料の提供を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

（事業者の安全性の立証）

第13条 市長は、商品等が消費者の生命又は身体を損なう疑いがあると認めるときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該商品等を販売し、又は提供する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、商品等（商品にあつては、原材料を含む。次項において同じ。）が安全であることを立証するよう求めることができる。

- 2 市長は、事業者が前項の規定に基づく安全性の立証の求めに応じない場合において、正当な理由がないと認めるとき又は同項の規定に基づいて行つた事業者の立証では、商品等の安全性を十分に確認することができないと認めるときは、当該事業者に対し、立証するよう再度求めることができる。

- 3 市長は、消費者の生命及び身体の安全を確保するため必要があると認めるときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、前2項の経過及び結果を公表することができる。

第2節 表示の適正化

（商品等の内容等の表示）

第14条 事業者は、消費者が商品等を誤つて選択し、使用し、保存すること等を防止するため、法令等に別の定めがある場合を除き、商品等の成分、性能、内容量、用

途、使用方法、製造年月日、賞味期間、保存方法、販売し、又は提供する事業者の氏名若しくは名称及び電話番号その他必要な事項を適正に表示するよう努めなければならない。

（自動販売機の管理者氏名等の表示）

第15条 事業者は、消費生活に係る商品（以下「商品」という。）を自動販売機で販売するときは、当該自動販売機を管理する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

第16条 削除

（訪問販売時のアフターサービスの内容等の表示）

第17条 事業者は、訪問販売をする場合において、修理、交換等のアフターサービスを取引条件とするときは、アフターサービスの内容、連絡先、連絡方法、苦情申出先等を表示した書面を消費者に交付しなければならない。

第18条 削除

（単位価格及び価格の表示）

第19条 事業者は、消費者の適切な商品等の選択に役立てるため、その商品等について、質量、長さ、面積、体積、時間、回数等の単位当たりの価格（以下この条において「単位価格」という。）及び販売又は提供の価格（以下「価格」という。）を表示するよう努めなければならない。

- 2 規則で定める事業者は、規則で定める商品等を販売し、又は提供するときは、規則で定める単位価格の表示に使用する単位を用いて、規則で定める単位価格及び価格の表示方法等により単位価格及び価格を表示しなければならない。
- 3 前項に規定する事業者以外の事業者が自主的に同項の規定により指定された商品等を、同項の規定により指定された単位を用いて、同項の規定により指定された表示方法等により単位価格及び価格を表示した場合において、規則で定めるプレートを店舗等に掲示したときは、当該事業者を同項の事業者とみなす。

（指導、勧告及び公表）

第20条 市長は、事業者が第15条、第17条又は前条第2項（同条第3項においてみなされた場合を含む。）の規定に違反したときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第3節 包装の適正化

（安全性の確保）

第21条 事業者は、消費者向けの包装（消費者が商品を受け取るときの包装をいい、容器を用いた包装を含む。以下この節において同じ。）をするときは、法令等に別の定めがある場合を除き、安全な包装資材を用いるとともに、商品を保護し、又は品質を安全に保つよう適切に包装しなければならない。

（表示の不明確化の禁止）

第22条 事業者は、消費者向けの包装をするときは、包装された商品の表示を不正確にするような包装をしてはならない。ただし、包装された商品の見本を提示して販売するときは、この限りでない。

(過大又は過剰包装の禁止)

第23条 事業者は、消費者向けの包装をするときは、規則で定める基準を超える過大又は過剰な包装をしてはならない。

(指導、勧告及び公表)

第24条 市長は、事業者が第21条、第22条又は前条の規定に違反したときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第4節 計量の適正化

(試しばかりの配備及び面前計量の励行)

第25条 事業者は、計量の適正化を図るため、消費者が当該事業者の店舗内等で購入した商品の質量等が正確であるかどうかを確認することができる試しばかりを当該店舗内等に置くよう努めなければならない。

2 事業者は、消費者に商品を計量して販売するときは、消費者が当該事業者の行う商品の質量、長さ、面積又は体積の計量が正確であるかどうかを確認できる場所で計量するよう努めなければならない。

3 市長は、前2項の規定の実施を励行させるため、事業者又は関係事業者団体を指導することができる。

第5節 宣伝広告の適正化

(関係行政機関への措置要求)

第26条 市長は、事業者が宣伝広告について、不当な表示を行い、又は不公正な取引方法を用いている疑いがあると認めるときは、速やかに、関係行政機関に対し、調査その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

第6節 取引方法等の適正化

(不当な取引行為の禁止)

第27条 事業者は、消費者に対し、次の各号に掲げる不当な取引行為をしてはならない。

(1) 販売又は訪問購入の意図を隠し、取引に関して重要な情報を提供せず、誤解を生じさせるおそれのある情報を提供し、執ように説得し、心理的不安に陥れる等の不当な方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

(3) 消費者が他の事業者から商品等を購入することを前提とする資金の貸付けその他の信用を供与する契約において、購入に係る他の事業者の行為が前2号のいずれかに該当することを知り、又は知り得たにもかかわらず、消費者に対し当該契約を勧誘し、又は当該契約を締結させる行為

(4) 前号に規定する契約において、消費者が当該商品等の購入につき当該他の事業者に対して生じている事由をもつて正当な主張をしているにもかかわらず、消費

者又はその関係人に対し、契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為

- (5) 消費者又はその関係者に対し、欺く、威迫する等の不当な手段を用いて契約に基づく債務の履行を請求し、又はその履行をさせる行為（当該契約の成立又はその内容について当事者間に争いのある場合を含む。）
- (6) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をすることなく履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為
- (7) 消費者の正当な契約申込みの撤回、契約の解除、取消し等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回、契約の解除、取消し等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

2 市長は、前項各号に掲げる不当な取引行為の基準を規則で定めることができる。

（深夜、早朝の訪問等の禁止）

第27条の2 事業者は、消費者から要請があつた場合を除き、消費者の私生活の平穏を著しく損なわないよう、午後9時から翌日の午前8時までの間は、商品等の販売若しくは提供又は訪問購入の目的をもつて、消費者の住居等を訪問し、又は電話等をしてはならない。

（深夜、早朝の取立て及び不当な貸付債権取立行為の禁止）

第28条 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。以下この項及び次条において同じ。）を営む事業者若しくは貸金業を営む事業者の貸付債権を取得した者又は貸金業を営む事業者若しくは貸金業を営む事業者の貸付債権を取得した者から取立ての委託を受けた者（次項において「貸付債権取立者」という。）は、消費者から要請があつた場合を除き、消費者の私生活の平穏を損なわないよう、午後9時から翌日の午前8時までの間は、貸付債権取立ての目的をもつて、債務者、保証人、それらの親族その他の縁故者である消費者の住居等を訪問し、又は電話等をしてはならない。

2 貸付債権取立者は、前項に定めるもののほか、消費者の私生活の平穏を損なうような規則で定める不当な貸付債権取立行為をしてはならない。

（貸金業を営む事業者に対する指導等）

第29条 市長は、貸金業を営む事業者と金銭の借受けに係る契約（貸付金が消費生活の用に供されるものに限る。）を締結した債務者、保証人、それらの親族その他の縁故者である消費者から、当該借受けに関して苦情の申出があつたときは、必要に応じ、実情を調査し、当該貸金業を営む事業者又は関係事業者団体に対する指導その他必要な措置を講じるものとする。

（指導、勧告及び公表）

第30条 市長は、事業者が第27条、第27条の2又は第28条の規定に違反したときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告することができる。ただし、当該事業者の事業活動による消費生活上の被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定に基づく指導又は勧告を行つたときは、速やかに、第46条に規定する対策会議に対して、その緊急の必要性、指導又は勧告の内容等必要な事項について報告しなければならない。
- 3 市長は、第1項本文の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないとときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(関係行政機関への措置要求)

第31条 市長は、事業者が用いている取引方法等が法令等その他特別の定めに違反している疑いがあると認めるときは、速やかに、関係行政機関に対し、調査その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

第3章 生活関連物資等の販売等の適正化等

(生活関連物資等の流通の円滑化及び価格の適正化)

第32条 事業者は、常に、消費者の日常生活に必要な商品等（以下この章において「生活関連物資等」という。）の流通の円滑化及び価格の適正化に努めなければならない。

(生活関連物資等の価格等の調査及び公表)

第33条 市長は、生活関連物資等のうち必要なものについて、価格、需給動向等を調査し、その結果を公表するものとする。

(生活関連物資等の売渡し等の要請)

第34条 市長は、生活関連物資等が不足し、又は不足するおそれがあるため、消費者の日常生活に支障を來し、又は支障を來すおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、速やかに、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該生活関連物資等を販売し、又は提供する事業者に対し、売渡しその他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく要請があつたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(生活関連物資等の価格の適正化の要請)

第35条 市長は、生活関連物資等の価格が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあるため、消費者の家計を急激に圧迫し、又は圧迫するおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、速やかに、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該生活関連物資等を販売し、又は提供する事業者に対し、当該生活関連物資等を適正な価格で販売し、又は提供するよう求めるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく要請があつたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(結果の公表)

第36条 市長は、第34条第1項又は前条第1項の規定に基づく措置を講じるよう求められた事業者が当該措置を講じたときはその結果を、講じなかつたときはその旨を公表することができる。

(関係行政機関への措置要求又は指導、勧告及び公表)

第37条 市長は、生活関連物資等の価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがあると認めるとき又は生活関連物資等の価格が異常に上昇し、若しくは上昇するお

それがある場合において、当該生活関連物資等の買占め若しくは売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、速やかに、関係行政機関に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとし、又は第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該生活関連物資等を販売し、若しくは提供する事業者に対し、是正するよう指導し、若しくは勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づく勧告を受けた事業者がその勧告に従わないとときは、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

（立入調査等）

第38条 市長は、前条第1項の規定に基づく勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、当該事業者の事務所、店舗、倉庫、工場等に立ち入つて、帳簿、書類、生活関連物資等その他必要な事項を調査させ、若しくは当該事業者に対し、質問させることができる。

- 2 前項の規定に基づく立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者に提示しなければならない。

（共同購入等に対する援助）

第39条 市長は、消費者団体その他の市民の団体が生活関連物資等の共同購入等を行う場合において、必要があると認めるときは、あつせんその他必要な援助を行うものとする。

第4章 被害の救済

（市長の被害救済の措置）

第40条 市長は、消費者から事業者の事業活動によって消費生活上の被害を受けた旨の申出があつたときは、公正かつ速やかに、その被害の救済を図るため、実情の調査その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する被害の原因等を明らかにするため必要があると認めるときは、申出に係る事業者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることがある。
- 3 事業者は、前項の規定に基づく説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する被害の申出に係る紛争のうち、当事者が自ら解決することが困難なものについては、当該紛争を第46条に規定する対策会議のあつせん又は調停に付託するものとする。
- 5 市長は、前項の規定によるあつせん又は調停の結果について、第46条に規定する対策会議から規則で定める調書が提出された場合において、消費者を啓発するため必要があると認めるときは、その経過及び結果を公表することができる。

（消費者訴訟の援助）

第41条 市長は、事業者の事業活動によって消費生活上の被害を受けた消費者から、当該被害に係る事業者を相手方とする訴訟（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項に規定する和解及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。以下この条において同じ。）の提起について援助を求められた場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件を満たすときは、消費者の権利を確立するた

め、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該消費者に対し、当該訴訟に要する経費に充てる資金の貸付けその他必要な援助を行うことができる。

(1) 同一又は同種の原因による被害を受けた消費者が多数生じ、又は生じるおそれがあること。

(2) 訴訟に要する経費が被害額を超えるおそれがあること。

(3) 消費者が市内に住所を有すること。

(4) 消費者が福島県から同一の訴訟に関し貸付けを受けていないこと。

2 市長は、商品等の販売若しくは提供又は訪問購入に関して事業者に訴訟を提起された消費者から反訴（訴訟の係属中にその訴訟手続を利用して、被告である消費者が原告である事業者を相手方として逆に訴訟を提起することをいう。以下この条において同じ。）について援助を求められた場合において、当該反訴が次の各号に掲げる要件を満たすときは、消費者の権利を確立するため、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、当該消費者に対し、当該反訴に要する経費に充てる資金の貸付けその他必要な援助を行うことができる。

(1) 反訴の内容が相手方事業者に金銭等の給付を求めるものでないこと又は当該反訴に係る経費が相手方事業者に求める金銭等の給付の額を超えるおそれがあること。

(2) 消費者が市内に住所を有すること。

(3) 消費者が福島県から同一の反訴に関し貸付けを受けていないこと。

3 前2項に定めるもののほか、消費者の訴訟又は反訴（第46条第2項第5号において「消費者訴訟」という。）の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 消費生活安定協定

（消費生活安定協定の締結等）

第42条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上に役立てるとともに、商品等の販売若しくは提供又は訪問購入に関して、事業者の自主的な改善を促進するため、第46条に規定する対策会議の意見を聴いて、事業者又は事業者団体との間に消費生活安定協定（次項において「協定」という。）を締結することができる。

2 市長は、協定を締結し、変更し、又は解除したときは、その内容を公表するものとする。

第6章 消費者の啓発等

（消費者啓発及び消費者教育の推進）

第43条 市長は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会が広く求められている状況に鑑み、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

（消費者教育に関する計画）

第43条の2 市長は、消費者教育の推進に関する法律第9条第1項に規定する基本方針等を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策についての計画（同法第10条第2項に規定する市町村消費者教育推進計画をいう。）を定め、これを公表するものとする。

2 市長は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、第46条に規定する対策会議の意見を聴かなければならない。

(消費者の組織化等)

第44条 市長は、消費者の権利の確立のための自主的な努力に対し援助協力するため、自ら又は関係行政機関と協力して、消費者の組織化及び組織の育成に必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第7章 消費者の申出

(消費者の申出)

第45条 消費者は、自らの消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、市長にその旨を書面で申し出て、必要な措置を講じるよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認めるときは、必要な措置を講じるとともに、その旨を当該消費者に書面で通知し、措置を講じる必要がないと認めるときは、その旨を当該消費者に書面で通知するものとする。

第8章 消費生活対策会議

(消費生活対策会議)

第46条 消費者行政の適正な運営及び消費者の被害救済の適正な処理を図るため、いわき市消費生活対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 市長が行おうとする指導又は勧告に関し意見を述べること。
- (2) 市長が行おうとする公表に関し意見を述べること。
- (3) 事業者の弁明を聞くこと。
- (4) 市長から付託された紛争のあつせん又は調停を行うこと。
- (5) 市長が行おうとする消費者訴訟の援助に関し意見を述べること。
- (6) 第43条の2第1項の計画の作成又は変更に関し意見を述べること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、消費者行政に関する重要事項、消費者の被害救済に関する事項及び消費者教育に関する事項を調査し、又は審議すること。

3 対策会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 消費者団体を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることがある。

7 対策会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

8 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 10 会長は、対策会議の調査、審議、あつせん又は調停に必要があると認めるときは、その案件に関係のある者の出席を求めることができる。
- 11 会長は、第2項各号の事項を処理するときは、必要に応じ、小委員会を設けることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第47条 削除

第9章 事業者の弁明

(事業者の弁明)

第48条 市長は、第8条、第20条、第24条、第30条第1項本文及び第37条の規定に基づく事業者に対する勧告又は公表については、それぞれ当該事業者に対し、事前に弁明の機会を与えるものとする。この場合において、市長は、当該事業者が指定した期日に出頭しないことに正当な理由があると認めるときは、当該事業者に対し、再度弁明の機会を与えるものとする。

- 2 前項の規定による弁明は、対策会議において行う。

第10章 雜則

(適用除外)

第49条 この条例は、医師、歯科医師その他これに準じる者により行われる診療行為及びこれに準じる行為については、適用しない。

- 2 第2章第1節、第4章及び第7章の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については、適用しない。
- 3 第17条の規定は、特定商取引に関する法律第26条に規定する訪問販売については、適用しない。
- 4 第4章の規定は、消費者が消費した資金がかけごと等市長が社会通念上健全な消費生活を営むために必要な資金ではないと認める金銭の貸借に係る被害については、適用しない。

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。ただし、第46条の規定は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月27日いわき市条例第17号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日いわき市条例第58号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日いわき市条例第31号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定（「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める部分に限る。）並びに第41条第1項及び第46条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日いわき市条例第19号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月24日いわき市条例第36号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成26年12月24日いわき市条例第50号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項第1号、第27条の2、第28条第1項、第41条第2項及び第42条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

条例Webアーカイブデータベース by 条例Web作成プロジェクト

注意

本データは令和3年7月18日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

郡山市民の消費生活を守る条例

自治体

福島県 郡山市

見出し

第7類：民生

第4章：戸籍・住民

例規番号

平成10年3月30日 条例第9号

制定日

平成10年3月30日

統一条例コード

072036-63747649

分類

条例

例規集更新日

令和3年3月1日

収集日

令和3年7月18日

○郡山市民の消費生活を守る条例

平成10年3月30日

郡山市条例第9号

目次

第1章 総則(第1条—第5条の2)

第2章 消費者の権利の確立に関する施策

第1節 安全な商品又はサービスの確保(第6条—第10条)

第2節 商品又はサービスの安定的な供給の確保(第11条—第14条)

第3節 適正な取引等の確保(第15条—第20条)

第4節 助言、公表等(第21条—第23条)

- 第3章 消費者被害の救済(第24条—第26条)
- 第4章 消費者の主体的活動への支援(第27条・第28条)
- 第5章 災害時における安定した消費生活の確保(第29条)
- 第6章 環境及び資源への配慮(第30条・第31条)
- 第7章 郡山市消費生活審議会(第32条・第33条)
- 第8章 雜則(第34条・第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、市民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の責務及び果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(平28条例29・一部改正)

(基本理念)

第2条 前条の目的を達成するため、市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、相互の協力と信頼を基調として、次に掲げる事項を尊重し、消費者の権利の確立 を図るよう努めなければならない。

- (1) 消費生活において、商品又はサービスによって、生命、身体又は財産を侵されないこと。
- (2) 消費生活を営む上で必要な商品又はサービスの安定的な供給を受けること。
- (3) 消費生活において、取引を適正な方法及び条件により行うこと。
- (4) 消費生活において、商品又はサービスについての適正な表示により、適切な判断及び自由な選択を行うこと。
- (5) 消費生活において、不当に受けた被害から速やかに救済されること。
- (6) 消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を習得し、消費者教育(消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者教育をいう。以下同じ。)を受けること。
- (7) 消費生活を営む上で必要な情報の提供を速やかに受けること。
- (8) 消費者の意思が市の施策に反映されること。

2 市、事業者及び消費者は、環境及び資源への配慮が前条の目的を達成するために欠くことのできないものであることを認識し、それぞれの責務と役割を果たすよう努めなければならない。

(平28条例29・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、消費者の権利を確立し、市民の消費生活の安定及び向上を実現するため、市民の参加と協力の下に、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する。

- 2 市は、消費生活に関する広域的な諸問題に対処するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、適切な措置を講じるよう要請するものとする。
- 3 市は、国又は他の地方公共団体が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策について、協力を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、法令、条例その他関係規程を遵守すること。

2 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動に関し環境の保全に配慮し、当該商品及びサービスの品質の向上、安定的な供給、事業活動に関する自らが遵守すべき基準の作成等により消費者の信頼を確保するとともに、本市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(平28条例29・全改)

(事業者団体の責務)

第4条の2 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平28条例29・追加)

(消費者の責務)

第5条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、主体的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(消費者団体の責務)

第5条の2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための健全、かつ、自主的な活動に努めるものとする。

(平28条例29・追加)

第2章 消費者の権利の確立に関する施策

第1節 安全な商品又はサービスの確保

(消費者に危害等を及ぼす商品又はサービスの供給の禁止)

第6条 事業者は、消費者の生命又は身体に対して危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあり、又はその財産に対して不当な損害を加え、若しくは加えるおそれがある商品又はサービスを消費者に供給してはならない。

2 事業者は、前項に規定する商品又はサービスを消費者に供給したときは、法令又は福島県条例(以下「法令等」という。)に別の定めがある場合を除き、自らその旨を公表し、当該商品又はサービスの供給を中止し、当該商品を回収する等、当該商品又はサービスによる危害又は損害(以下「危害等」という。)の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(危害等に関する調査等)

第7条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命又は身体に危害を及ぼす疑いがあると認めたとき又はその財産に対して不当な損害を加える疑いがあると認めたときは、当該商品又はサービスについて必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査のため必要があると認めたときは、必要な限度において、事業者その他関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(危険な商品又はサービスについての勧告)

第8条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命又は身体に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認めたとき、又はその財産に対して不当な損害を加え、若しくは加えるおそれがあると認めたときは、当該商品又はサービスを供給している事業者に対し当該商品又はサービスの供給の中止、当該商品の回収その他の危害等の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ郡山市消費生活審議会に諮り意見を聞くものとする。ただし、当該危害等の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による勧告を前項ただし書の規定に基づき行ったときは、事後速やかに、郡山市消費生活審議会に対して、その緊急の必要性、勧告の内容等必要な事項について報告しなければならない。

(危険な商品又はサービスの公表)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき勧告を受けた事業者がその勧告に従わないときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、当該商品又はサービスの名称、これを供給する事業者の住所又は所在地及び氏名又は名称その他危害等の発生又は拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

(情報の提供)

第10条 前2条の規定にかかわらず、市長は、第8条第1項の規定により勧告すべき事業者の所在が不明で勧告することができないときは、直ちに第7条第1項の調査の結果に関する情報を消費者に提供するものとする。

第2節 商品又はサービスの安定的な供給の確保

(商品又はサービスの円滑な供給等)

第11条 事業者は、常に商品又はサービスの円滑な供給を図るとともに、その価格を安定させるよう努めなければならない。

(生活関連商品等の価格等の調査等)

第12条 市長は、市民の消費生活と関連の深い商品又はサービス(以下「生活関連商品等」という。)のうち必要と認めたものについて、その価格の動向、需給の状況、流通等の実態その他必要な事項の調査を行い、必要があると認めたときは、当該調査により得た情報を消費者に提供するものとする。

(生活関連商品等の確保)

第13条 市長は、生活関連商品等が不足し、若しくは不足するおそれがあり、又はその価格が著しく高騰し、若しくは高騰するおそれがあると認めたときは、法令等に定める措置が講じられる場合を除き、事業者に対し、当該生活関連商品等の円滑な供給及び価格の安定等のため必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(不当な事業行為の禁止)

第14条 事業者は、生活関連商品等について、その円滑な供給を不当に妨げ、又は著しく不当な価格で供給する等不当な事業行為をしてはならない。

第3節 適正な取引等の確保

(不当な取引行為の禁止)

第15条 事業者は、消費者に対し、次に掲げる不当な取引行為を行ってはならない。

(1) 販売又は購入の意図を隠し、取引に関して重要な情報を提供せず、誤解を生じさせるおそれのある情報を提供し、執拗に説得し、心理的不安に陥れる等の不当な方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

(3) 消費者が他の事業者から商品又はサービスの供給を受ける契約の締結をすること(以下この号及び次号において「購入」という。)を前提とする資金の貸付けその他の信用を供与する契約において、当該購入に係る他の事業者の行為が前2号のいずれかに該当することを知り、又は知り得たにもかかわらず、消費者に対し当該契約の締結を勧誘し、又は当該契約を締結させる行為

(4) 前号の信用を供与する契約において、消費者が当該購入につき当該他の事業者に対して生じている事由をもって正当な主張をしているにもかかわらず、消費者又はその関係者に対し契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務を履行させる行為

(5) 消費者又はその関係者に対し、欺く、威迫する等の不当な手段を用いて契約に基づく債務の履行を請求し、又はその履行をさせる行為(当該契約の成立又はその内容について当事者間に争いのある場合を含む。)

(6) 契約に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をすることなく履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為

(7) 消費者の正当な契約の申込みの撤回、契約の解除、取消し等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回、契約の解除、取消し等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

2 市長は、規則で前項に規定する不当な取引行為に該当する行為の基準を定めることができる。

(平26条例38・一部改正)

(不当な取引行為に関する調査等)

第16条 市長は、事業者が行う取引行為が前条第1項各号に規定する不当な取引行為に該当する疑いがあると認めたときは、当該取引行為について、必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、当該取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めたときは、当該取引行為に関する情報を消費者に提供するものとする。

3 市長は、第1項の調査のため必要があると認めたときは、必要な限度において、その職員をして、事業者その他関係者に対し質問をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

4 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(表示の適正化)

第17条 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、法令等に別の定めがある場合を除き、その成分、性能、内容量、用途、使用若しくは利用方法、製造年月日、消費期限、賞味期限、品質保持期限、保存方法、原産地、販売価格若しくは利用料金、単位当たりの価格、又は供給をする事業者の住所若しくは所在地、氏名若しくは名称及び電話番号その他消費者が適切な判断及び自由な選択をするために必要な事項を正確かつ適正に表示するよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第18条 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、法令等に定めがあるもののほか、適正な計量の実施に努めなければならない。

(広告の適正化)

第19条 事業者は、商品又はサービスの広告を行う場合には、必要かつ正確な情報の提供に努めなければならない。

(包装の適正化)

第20条 事業者は、商品の包装(容器を用いる場合を含む。以下同じ。)をする場合は、法令等に別の定めがある場合を除き、安全な包装資材を用い、安全な形状とする等、消費者に危害等を及ぼさないようにしなければならない。

2 事業者は、消費者の商品の選択を誤らせるような過大又は過剰な包装を行わないよう努めなければならない。

3 事業者は、できる限り簡易な商品の包装に努めるとともに、包装資材が不用となつたときは適正に再利用され、若しくは再生利用されるよう配慮しなければならない。

4 消費者は、商品の簡易な包装に積極的に協力しなければならない。

第4節 勧告、公表等

(勧告)

第21条 市長は、事業者が、第13条の規定により要請された必要な措置を講じなかつたと認めたときは、郡山市消費生活審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、速やかに当該措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、第14条の規定に違反して不当な事業行為をし、又は第15条の規定に違反して不当な取引行為を行っている事業者があると認めたときは、郡山市消費生活審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、当該行為を速やかに是正するよう勧告することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めたときは、直ちに当該各項の規定による勧告を行うことができる。この場合において、市長は、事後速やかにその旨を郡山市消費生活審議会に報告しなければならない。

(公表)

第22条 市長は、事業者が前条第1項又は第2項の規定による勧告に正当な理由なく従わない場合は、その旨並びに当該事業者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名を公表することができる。

(事業者の意見の聴取)

第23条 市長は、前条の規定により公表をしようとする場合は、当該事業者に対してあらかじめその旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めたとき又は当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

2 市長は、前項の事業者の所在が判明しない場合においては、当該事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該事業者に交付する旨を郡山市公告式条例(昭和40年郡山市条例第2号)第2条第2項の掲示場に掲示することにより、前項に規定する通知に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該事業者に到達したものとみなす。

3 前条の規定による処分については、郡山市行政手続条例(平成8年郡山市条例第6号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

第3章 消費者被害の救済

第24条 削除

(平28条例29)

(助言その他の措置等)

第25条 市長は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨の申出があったときは、当該被害からの救済のために必要な当該消費者に対する助言その他の措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じるために必要があると認めたときは、必要な限度において、当該被害に係る事業者その他関係者に対して、説明、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前項の事業者その他関係者が前項の規定による求めに応じなかつた場合については、第21条第1項(郡山市消費生活審議会の意見を聞く部分を除く。)、第22条及び第23条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第21条第1項中「事業者」とあるのは「事業者その他関係者」と、「第13条」とあるのは「第25条第2項」と、「要請された必要な措置を講じなかつた」とあるのは「求められた説明、報告又は資料の提出を拒み、又は怠つた」と、「当該措置を講じるよう」とあるのは「求めに応じるよう」と、第22条中「事業者」とあるのは「事業者その他関係者」と、「前条第1項又は第2項」とあるのは「第25条第3項において準用する第21条第1項」と、第23条第1項本文中「前条」とあるのは「第25条第3項において準用する第22条」と、「事業者」とあるのは「事業者その他関係者」と、「意見の聴取」とあるのは「弁明の機会の付与」と読み替えるものとする。

(あっせん及び調停)

第26条 市長は、前条第1項の措置を講じたにもかかわらず解決することが困難な紛争については、その公正かつ速やかな解決を図るため、郡山市消費生活審議会のあっせん又は調停に付すことができる。

2 市長は、郡山市消費生活審議会のあっせん又は調停に付された紛争のうち、特に必要があると認めるものについては、これに係るあっせん又は調停の経過及び結果を市民に公表することができる。この場合において、当該公表は、個人に関する情報の保護その他関係情報の適正な取扱いに配慮して行わなければならない。

(平12条例7・一部改正)

第4章 消費者の主体的活動への支援

(消費者啓発及び消費者教育の推進等)

第27条 市長は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会が広く求められている状況に鑑み、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費者教育を推進する等必要な施策を講ずるものとする。

(平28条例29・全改)

(情報の提供等)

第28条 市長は、消費者が経済社会の変化に対応した消費生活を営むため必要な情報の収集、整理及び消費者への速やかな提供を行うものとする。

第5章 災害時における安定した消費生活の確保

第29条 市、事業者及び消費者は、消費生活の安定が災害の発生により損なわれたときは、その迅速な回復を図るため、それぞれが積極的な役割を果たすとともに、相互に協力するよう努めなければならない。

- 2 市長は、災害発生時においては、安定した消費生活の回復のため、迅速かつ正確な情報の収集及び提供を行い、速やかに必要な施策を実施するものとする。
- 3 市長は、災害発生時において、安定した消費生活の回復を図るため必要があると認めたときは、市民の消費生活と特に関連の深い商品又はサービス(以下「生活必需商品 等」という。)の安定的な供給、不適正な取引行為の防止等について、事業者に対し必要な措置を講じるよう要請するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による措置によってもなお安定した消費生活の回復が困難であると認めたときは、必要に応じて国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講じるよう要請するものとする。
- 5 事業者は、災害発生時においては、自ら進んで生活必需商品等の安定的な供給、適正な取引行為の推進その他安定した消費生活の回復のため必要な措置を講じるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
- 6 消費者は、災害発生時においては、自ら進んで必要な情報の収集に努め、主体的かつ合理的に行動するとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第6章 環境及び資源への配慮

(環境及び資源への配慮に関する責務及び役割)

- 第30条 市、事業者及び消費者は、消費生活が環境及び資源に配慮して営まれるよう、それぞれが積極的にその責務と役割を果たすよう努めなければならない。
- 第31条 市長は、健全な消費生活を推進するため、環境の保全並びに資源及びエネルギーの有効利用に関する知識の普及、指導、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、商品又はサービスの供給に当たっては、環境の保全、省資源及び省エネルギーに資する商品又はサービスの開発又は販売に努めなければならない。
 - 3 消費者は、消費生活において、環境の保全に配慮した商品又はサービスの選択、使用又は利用に努め、資源及びエネルギーの有効利用又は不用品の再利用若しくは再生 利用を積極的に行うよう努めなければならない。

第7章 郡山市消費生活審議会

(設置)

- 第32条 市長の諮問に応じ、第8条第2項若しくは第3項若しくは第21条に規定する事項について調査審議し、又は第26条のあっせん若しくは調停を行うため、郡山市消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

- 第33条 審議会は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者、消費者、事業者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 前項の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 6 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 7 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雜則

(適用除外)

第34条 第2章第1節の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品については、適用しない。

- 2 第2章及び第3章の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
 - (1) 医師、歯科医師その他これに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為
 - (2) 法令により規制されている商品又はサービスの価格

(平26条例38・一部改正)

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成12年郡山市条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(処分、申請、届出等に関する経過措置)

5 施行日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例又はこれに基づく規程によりなされた届出、申請、処分その他の行為で施行日において現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年郡山市条例第38号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第34条第1項の改正規定は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成28年郡山市条例第29号)

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

注意

本データは令和3年7月19日に取得した内容であり、最新ではない可能性があります。
厳密を期す場合には各自治体の例規集を参照下さい。

福島市民の消費生活を守る条例

自治体

福島県 福島市

見出し

第9編：民生

第6章：環境保全

例規番号

平成18年3月30日 条例第13号

制定日

平成18年3月30日

統一条例コード

072010-79195233

分類

条例

例規集更新日

令和3年1月12日

収集日

令和3年7月19日

○福島市民の消費生活を守る条例

平成十八年三月三十日条例第十三号

福島市民の消費生活を守る条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 消費者の支援（第九条—第十四条）
- 第三章 危害の防止（第十五条—第十七条）
- 第四章 不当な取引行為の禁止（第十八条—第二十条）
- 第五章 表示等の適正化（第二十一条—第二十五条）
- 第六章 生活必需物資の確保（第二十六条—第二十八条）

- 第七章 災害時における安定した消費生活の確保（第二十九条—第三十一条）
第八章 福島市民の消費生活を守る対策会議（第三十二条—第三十五条）
第九章 調査、勧告及び公表（第三十六条—第三十八条）
第十章 雜則（第三十九条—第四十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにし、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な消費生活を確保するとともに、環境の保全に配慮した循環型消費生活の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。
- 二 消費者 事業者が供給する商品若しくはサービスを使用し、若しくは利用して生活する者又は事業者と契約して商品を提供する者であって、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除いた者をいう。
- 三 商品 消費者が消費生活を営む上において使用する物をいう。
- 四 サービス 消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。
- 五 消費者団体 消費者の権利又は利益の擁護及び増進を目的として消費者により組織された団体をいう。

（基本理念）

第三条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）は、次に掲げる消費者の権利の尊重及び消費者の支援並びに環境の保全への配慮を基本として、行われなければならない。

- 一 消費生活において生命及び健康を侵されない権利
- 二 消費生活において適正な表示により選択できる権利
- 三 不当な取引行為により消費生活を侵されない権利
- 四 消費生活を営むために必要な情報の提供を受ける権利
- 五 消費生活を営むために必要な消費者教育を受ける権利
- 六 消費者施策に意見を反映させる権利
- 七 消費生活において不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済される権利
- 八 消費者の利益を確保するため、消費者団体を組織し、行動する権利

（市の責務）

第四条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、消費者施策を実施しなければならない。

2 市は、消費者施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民の参加と協力のもとに、消費生活基本計画を作成しなければならない。

3 市は、消費者施策を実施するに当たり、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

4 市は、毎年、消費者施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。
(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たり、危害の防止、表示の適正化及び不当な取引行為の防止に努めなければならない。

2 事業者は、消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供しなければならない。

3 事業者は、消費者との取引に当たり、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮しなければならない。

4 事業者は、消費者との間に生じた苦情を処理する体制を整備し、適切かつ迅速に処理しなければならない。

5 事業者は、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

6 事業者は、法令を遵守するとともに、市が実施する消費者施策に協力しなければならない。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動し、消費者相互の連携を図り、消費生活の向上に努めるものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

(循環型消費生活の形成等)

第七条 市、事業者及び消費者は、協働して廃棄物の抑制、再利用及び再資源化を促進することにより、持続可能な循環型消費生活の形成に努めるものとする。

2 市、事業者及び消費者は、協働して有機農産物及び地域農産物の生産、流通及び消費を拡大することにより、安全で安心な循環型消費生活の形成に努めるものとする。

(消費生活基盤の確保)

第八条 市、事業者及び消費者は、協働して地域商店街を維持することにより、高齢者その他の生活弱者の地域における消費生活基盤の確保に努めるものとする。

第二章 消費者の支援

(情報提供)

第九条 市長は、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な情報を収集し、これを消費者に提供するものとする。

(教育)

第十条 市長は、消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めるため、消費者教育に係る施策を講ずるものとする。

2 市長は、消費生活に関する消費者の自主的な学習支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体)

第十一條 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、意見の表明、消費者に対する教育、消費者被害の防止及び救済その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な自主的活動に努めるものとする。

2 市長は、消費者団体の健全かつ自主的な活動が確保されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 市長は、広く消費者の意見を把握し、市が実施する消費者施策に反映させるよう努めなければならない。

2 市長は、消費者の意見が事業者の事業活動に反映されるよう消費者と事業者との対話その他交流の機会の確保に努めなければならない。

(苦情処理)

第十三条 市長は、消費者の申出により、消費者と事業者との間で生じた苦情を処理するため、相談、あっせん及び調停に努めるとともに、必要に応じてその結果を公表することができる。

(消費者訴訟の援助)

第十四条 市長は、消費者が事業者を相手にして行う訴訟について、次に掲げる要件の全てに該当するときは、当該訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- 一 多数の消費者が、消費生活上同一かつ少額の被害を受けていること。
- 二 消費者が自ら事業者を相手に訴訟を提起することが困難なこと。
- 三 福島市民の消費生活を守る対策会議のあっせん又は調停を経ていること。

第三章 危害の防止

(危害に関する調査及び情報提供)

第十五条 市長は、商品又はサービスが消費者の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は健康を損なう疑いがあると認めるときは、当該商品又はサービスについて必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査により、なおその疑いを解消することができず、必要があると認めるときは、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、当該商品又はサービスが安全であることの立証を要求することができる。

3 市長は、事業者が前項の立証を行わない場合において正当な理由がないと認めるとき、又は当該事業者が行った立証により安全であることを十分に確認することができないときは、あらかじめ意見を述べ、証拠を提出する機会を与えた上で、当該事業者に対し、再度立証を要求することができる。

4 市長は、事業者が、前項の規定による再度立証の要求に応じないときは、その旨及び再度立証の要求の内容を公表することができる。

5 市長は、第一項から第三項までに規定する調査又は立証の結果により、消費者の生命、身体又は健康の安全を確保するために必要があると認めるときは、消費者に対し、当該調査又は立証の経緯その他必要な情報を提供することができる。

(緊急危害防止措置)

第十六条 市長は、商品又はサービスがその欠陥により消費者の生命、身体又は健康に重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがある場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置が採られる場合を除き、消費者に対し、直ちに当該商品又はサービスの名称、これを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な情報を提供することができる。

- 2 前項の規定による情報の提供があったときは、当該商品又はサービスを供給する事業者は、直ちにその供給の中止、回収その他必要な措置を採らなければならぬい。

（危険な商品又はサービスの提供禁止）

第十七条 市長は、商品又はサービスがその欠陥により消費者の生命又は身体に危害を発生させ、若しくは発生させることとなり、又は消費者の健康を損ない、若しくは損なうこととなると認めるときは、法令に定める措置が採られる場合を除き、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、当該商品又はサービスの供給の中止、回収その他危害を防止するために必要な措置を採るべきことを指導し、又はあらかじめ意見を述べ、証拠を提出する機会を与えた上で、勧告することができる。

- 2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

第四章 不当な取引行為の禁止

（不当な取引行為の禁止）

第十八条 事業者は、消費者との取引に当たり、次に掲げる行為であつて、規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。

一 消費者に対し、販売又は購入の意図を隠し、商品若しくはサービスの品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を送信することにより消費者に迷惑を覚えさせ、電子計算機の画像面を介して消費者の申込み又は承諾の意思表示の有無を確認する措置を講じず、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等をして、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させること。

三 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

四 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務の履行をさせること。

五 契約若しくは法律の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をせず、履行を不適に拒否し、若しくはいたずらに遅延さ

せ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。

六 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、又はいたずらに遅延させること。

七 商品若しくはサービスを販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又はサービスの購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせること。

（被害を防止するための情報提供）

第十九条 市長は、前条に規定する不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、当該取引の仕組み、実態その他の事項を把握するために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、消費者に対し、前項に規定する調査の経緯その他必要な情報を提供することができる。
- 3 市長は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消費者に対し、事業者の氏名又は名称その他必要な情報を提供することができる。

（指導、勧告及び公表）

第二十条 市長は、事業者が第十八条の規定に違反して不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正すべきことを指導し、又はあらかじめ意見を述べ、証拠を提出する機会を与えた上で、勧告することができる。

- 2 市長は、当該事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

第五章 表示等の適正化

（表示の適正化）

第二十一条 事業者は、消費者が商品又はサービスの選択を誤ることがないように、品質、取扱方法、単位、価格その他必要な事項を適正かつわかりやすく表示しなければならない。

- 2 市長は、法令に定めがあるもののほか、商品又はサービスの内容及び取引条件に関し表示すべき事項、表示の方法その他表示に関し事業者が遵守すべき基準を定めることができる。
- 3 事業者は、前項の基準が定められたときは、当該基準を遵守しなければならない。

(広告の適正化)

第二十二条 事業者は、その供給する商品又はサービスについての広告を行う場合には、虚偽又は過大な表現その他消費者の適切な判断を誤らせるおそれのある表現を避け、消費者の正確かつ適切な判断に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(計量の適正化)

第二十三条 事業者は、商品又はサービスの提供において、消費者の不利益となるような計量を行ってはならない。

2 市長は、消費者と事業者との間の取引に当たり、適正な計量が確保されるよう必要な施策を講じなければならない。

(包装の適正化)

第二十四条 事業者は、商品を包装（容器を使用する場合を含む。以下同じ。）する場合、消費者に危害を及ぼさないように安全な包装をしなければならない。

2 事業者は、消費者の適正な判断を誤らせるような過大又は過剰な包装をしてはならない。

3 市長は、商品の包装に関し、事業者が遵守すべき基準を定めることができる。

4 事業者は、前項の基準が定められたときは、当該基準を遵守しなければならない。

5 事業者は、資源の有効利用に資するため、できる限り簡易な包装に努めるとともに、包装資材が不要となったときは、適正に再利用され、若しくは、再生利用されるよう、又は適正に廃棄されるよう配慮しなければならない。

(アフターサービス)

第二十五条 事業者は、商品又はサービスを消費者へ提供するに当たり、修理、交換その他のアフターサービスを取引条件とするときは、アフターサービスの内容を明示しなければならない。

第六章 生活必需物資の確保

(流通機構の整備)

第二十六条 市長は、消費者の日常生活に必要な商品又はサービス（以下「生活必需物資」という。）の安定供給の確保及び価格の安定を図るため、流通機構の整備、事業者の健全な事業活動の育成その他必要な施策の推進に努めなければならない。

(不当な販売行為の禁止)

第二十七条 事業者は、生活必需物資について円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利益を著しく超える価格で販売する行為を行ってはならない。

2 事業者は、生活必需物資について生産、流通等の円滑化及び価格の適正化に努めなければならない。

(緊急時対策)

第二十八条 市長は、生活必需物資の供給量が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はそのおそれがあると認めるときは、事業者に対し、当該生活必需物資の供給を要請する等その確保に必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の規定による要請があったときは、これに応じなければならない。

第七章 災害時における安定した消費生活の確保

(消費生活の迅速な回復)

第二十九条 市、事業者及び消費者は、災害の発生により消費生活の安定が損なわれるときは、その迅速な回復を図るため、それぞれが積極的役割を果たすとともに、相互に協力するよう努めなければならない。

- 2 市長は、災害発生時において、安定した消費生活の回復を図るために必要があると認めるときは、生活必需物資の安定的な供給、不当な販売行為の防止等について、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による措置によってもなお安定した消費生活の回復が困難であると認めるときは、必要に応じて国又は他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(情報提供)

第三十条 市長は、災害時においては、迅速かつ正確に消費生活に関する情報の収集及び提供を行う等安定した消費生活の回復に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活必需物資の安定供給)

第三十一条 事業者は、災害発生時においては、自ら進んで生活必需物資の安定的な供給その他安定した消費生活の回復のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

- 2 消費者は、災害発生時においては、自ら進んで必要な情報を収集し、適切な判断を行い、冷静かつ合理的に行動するとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

第八章 福島市民の消費生活を守る対策会議

(対策会議の設置)

第三十二条 市長の諮問に応じ、消費者施策について審議するため、市長の附属機関として福島市民の消費生活を守る対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

- 2 対策会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 消費者施策に関する基本的事項
- 二 第四条第二項に規定する消費生活基本計画の策定に関する事項
- 三 第十三条に規定する消費者苦情のあっせん又は調停に関する事項
- 四 第十四条に規定する訴訟費用の貸付けに関する事項
- 五 第二十二条第二項及び第二十四条第三項に規定する基準に関する事項
- 六 その他消費者施策について市長が必要と認める事項

- 3 対策会議は、市長に対し、消費者施策について意見を述べることができる。

(対策会議の組織)

第三十三条 対策会議は、委員十二人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 消費者を代表する者
- 三 事業者を代表する者
- 四 その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

(部会)

第三十四条 対策会議に、消費者苦情に関するあっせん又は調停を行わせるため、苦情処理部会を置く。

2 あっせん又は調停については、苦情処理部会の決定をもって対策会議の決定とする。

3 対策会議は、必要があると認めるときは、苦情処理部会のほか、部会を設けることができる。

4 部会の委員は、対策会議の委員のうちから会長が指名する。

(委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第九章 調査、勧告及び公表

(調査及び指導)

第三十六条 市長は、法令に定めがあるもののほか、事業者が第二十一条（第二項を除く。）、第二十三条第一項、第二十四条（第三項を除く。）、第二十七条及び第二十八条第二項の規定に違反するおそれがあると認めるときは、その実態を調査し、適正な事業活動を行うよう指導することができる。

(立入調査等)

第三十七条 市長は、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条（第二項を除く。）、第二十三条第一項、第二十四条（第三項を除く。）、第二十七条及び第二十八条第二項の規定の施行に必要な限度で、事業者に対し、報告を求め、その職員をして事業者の事務所、事業所その他事業に関係ある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者等にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 市長は、当該事業者が第一項に規定する報告又は立入調査を拒んだときは、書面により、報告又は立入調査に応じるよう要求することができる。

5 市長は、当該事業者が前項の規定による要求を拒んだときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べ、証拠を提出する機会を与えた上で、これに応じるよう勧告することができる。

6 市長は、当該事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、必要に応じてその経過を公表することができる。

7 市長は、当該事業者が第一項に規定する報告要求に対して虚偽の報告をし、立入調査を妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁を

したときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べ、証拠を提出する機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

(勧告及び公表)

第三十八条 市長は、第二十一条（第二項を除く。）、第二十三条第一項、第二十四条（第三項を除く。）、第二十七条及び第二十八条第二項の規定に違反すると認めるときは、あらかじめ事業者に対し、意見を述べ、証拠を提出する機会を与えた上で、違反行為を是正するよう勧告することができる。

2 市長は、当該事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

第十章 雜則

(国又は他の地方公共団体との相互協力)

第三十九条 市長は、消費者施策を推進するに当たり、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、協力を求め、又は必要な措置を採るべきことを要請するものとする。

2 市長は、国又は他の地方公共団体が実施する消費者施策について協力を求められ、必要な措置を採るべきことを要請されたときは、これに協力するものとする。

(適用除外)

第四十条 第三章の規定は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品については、適用しない。

2 第二章（第十三条及び第十四条に限る。）及び第三章から第六章までの規定は、医師、歯科医師その他これに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為については、適用しない。

(委任)

第四十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

(福島市民のくらしを守る条例の廃止)

2 福島市民のくらしを守る条例（昭和五十年条例第四十二号）は、廃止する。

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和三十一年条例第二十三号）の一部改正（略）

附 則（平成二六年六月三〇日条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行する。